

資料編

目次

資料編

〔防災関係機関〕	1
○防災関係機関及び連絡先一覧	1
○大月市防災会議委員名簿	4
○大月市防災拠点機能	5
○自主防災組織一覧	6
○医療機関一覧	10
〔条例等〕	13
○大月市防災会議条例	13
○大月市災害対策本部条例	15
○大月市地震災害警戒本部条例	16
○大月市災害時要援護者登録制度実施要綱	17
○大月市小型除雪機購入費補助金交付要綱	20
○雪害マニュアル道路除雪編	22
○山梨県災害救助法施行細則（別表）	25
〔協定等〕	32
○災害相互応援協定等一覧	32
〔災害危険箇所〕	35
○地すべり防止区域一覧	35
○急傾斜地危険区域一覧	35
○土石流危険溪流一覧	38
○土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	42
○土砂災害警戒区域等の要配慮利用施設一覧	63
○浸水想定区域内の要配慮利用施設一覧	64
○山地災害危険地一覧	64
○重要水防区域一覧	74
〔通信・輸送・広報〕	75
○市防災行政無線設置状況	75
○連絡通話装置付き屋外拡声子局	75
○有線放送	76
○市内で利用可能な無線施設	77
○市有車両一覧（消防本部除く）	78
○異常気象時における道路等通行規制	81
○飛行場外離着陸場等一覧	82
○ヘリコプター主要発着場一覧	82
○協定に基づくヘリポート	82
○自衛隊宿泊予定施設	82
○地震発生に伴う広報文例	83
〔消防・水防〕	84

○消防組織一覧.....	84
○防火水槽設置状況.....	85
○飲料水兼用耐震性貯水槽.....	85
○消防防災施設等整備計画.....	86
○消防資機材保有状況.....	87
○地区別危険物施設数.....	88
○水防区域分担.....	89
○甲府地方気象台観測施設（市内設置）.....	89
○雨量観測所及び水位観測所.....	90
〔避難・備蓄〕	92
○避難場所と避難所一覧.....	92
○指定福祉避難所一覧.....	97
○協定避難所一覧.....	97
○協定福祉避難所一覧.....	97
○食料等備蓄の状況.....	99
○水防倉庫一覧.....	99
○市備蓄倉庫.....	100
○自主防災倉庫.....	101
〔文化財〕	102
○文化財一覧.....	102
〔様式〕	104
○水防関係様式.....	104
○参集途上で見かけた被害状況報告書.....	107
○富士・東部地域県民センターへの報告様式（様式 3-4-2, -5, -6）.....	109
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第 1 号～様式第 3 号）.....	112
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式（様式第 1 号～様式第 4 号）... ..	115
○市町村行政機能チェックリスト.....	121
○各種救助に係る様式（様式 1～様式 3）.....	122
○災害救助法 救助事務の処理に必要な帳簿書式（様式 3-1～様式 23）.....	126
○被害程度の判定基準等.....	152
○緊急通行車両の標章及び確認証明書.....	154
○自衛隊災害派遣要請依頼書.....	155
○放局への放送要請様式.....	157
○放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式 1.....	160
○医療救護応援要請書.....	161
○市町村災害対策本部の医療救護所設置状況報告書.....	163

[防災関係機関]

○防災関係機関及び連絡先一覧

1 市関係

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
大月市役所本庁舎	大月 2-6-20	0554-22-2111	0554-23-1216	地上系：9-220-1-012 衛星系：200-206
大月市役所花咲庁舎	大月町花咲 1608-19	0554-22-2111	0554-20-1533	
笹子出張所	笹子町黒野田 1351-1	0554-25-2301	0554-20-2501	
初狩出張所	初狩町中初狩 100	0554-25-6051	0554-20-2502	
七保出張所	七保町林 943-2	0554-24-7018	0554-20-2000	
猿橋出張所	猿橋町猿橋 81	0554-22-0542	0554-20-1015	
富浜出張所	富浜町鳥沢 1979-1	0554-26-5301	0554-20-3000	
梁川出張所	梁川町綱の上 1391	0554-26-2115	0554-20-3001	
中央病院	大月町花咲 1225	0554-22-1251	0554-22-3765	地上系：9-220-1-090

2 県関係

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1590	055-223-1429	地上系：2511 衛星系：200-2515
富士・東部地域県民センター	都留市田原 2-13-43	0554-45-7801	0554-45-7804	地上系：9-420-2021 衛星系：420-2001
富士・東部建設事務所	大月町花咲 1608-3	0554-22-7800	0554-22-7818	地上系：9-430-7006 衛星系：440-7005
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9032	0555-24-9037	地上系：9-430-3050 衛星系：430-3050

3 警察

名 称	所 在 地	電話番号
大月警察署	大月町真木 197-3	0554-22-0110
大月駅前交番	大月 1-21-16	0554-22-5009
笹子駐在所	笹子町黒野田 1324	0554-25-2305
初狩駐在所	初狩町中初狩 198-9	0554-25-6502
七保駐在所	七保町葛野 2368-1	0554-23-5110
猿橋駐在所	猿橋町猿橋 191-5	0554-22-0529
富浜駐在所	富浜町鳥沢 2757	0554-26-5433
梁川駐在所	梁川町綱の上 710-5	0554-26-2133

4 消防

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
大月市消防本部 (消防署)	大月町花咲 1608-19	0554-22-0119	0554-23-0119	(地)9-220-1-039 (衛)200-444

5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
関東農政局 (甲府地域センター)	甲府市丸の内 1 - 1 - 18 甲府合同庁舎 10F	055-254-6055	055-254-6008	地上系 : 220-1-048
甲府地方気象台	甲府市飯田 4-7-29	055-222-9101	055-222-9101	
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	甲府市宮前町 7-7	055-253-1336	055-252-9935	地上系 : 220-1-046
国土交通省甲府河川国道 事務所大月出張所	大月市駒橋 1-7-32	0554-22-2411	0554-23-3576	
国土交通省甲府河川国道 事務所大和国道出張所	甲州市大和町初鹿野 字日川原 1655-3	0553-48-2514	0553-48-2814	

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
陸上自衛隊第 1 特科隊	忍野村忍草 3093	0555-84-3135	0555-84-3135	(地)9-220-1-051 (衛)200-435

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
東日本旅客鉄道(株) 大月駅	大月市大月 1-1-1	
東日本旅客鉄道(株) 大月保線技術センター	大月市大月 1-1-2	
N T T 東日本(株) 山梨支店	甲府市朝気 3-21-15	055-237-0554
(株)N T T ドコモ 山梨支店	甲府市丸の内 2-31-3	055-236-1321
東京電力パワーグリッド(株) 大月支社	大月市御太刀 2-2-14	0120-995-882
猿橋郵便局	大月市猿橋町殿上 423-5	0554-22-1255
大月郵便局	大月市御太刀 1-13-1	0554-22-0042
鳥沢郵便局	大月市富浜町鳥沢 395-2	0554-26-5054
日本赤十字社 山梨県支部	甲府市池田 1-6-1	055-251-6711
日本放送協会 甲府放送局	甲府市飯田 3-10-20	055-255-2148
中日本高速道路(株) 東京支社大月保全・サー ビスセンター	大月市大月町花咲 223	0554-22-2151

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2-6-10	055-231-3232
(株)テレビ山梨	甲府市湯田 2-13-1	055-232-1114

(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア 105	055-228-6969
富士急行(株)	富士吉田市新西原 5-2-1	0555-22-7100
富士急行(株)富士急大月 駅	大月市大月 1 丁目 1-1	0554-22-0029
富士急山梨バス(株) 大月営業所	大月市猿橋町猿橋 184-6	0554-22-6600
(社)山梨県トラック協会	石和町唐柏 1000-7	055-262-5561
(社)山梨県エルピーガス 協会	甲府市飯田 1-4-1	055-228-4171

9 その他公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
クレイン農業協同組合 大月支店	初狩町下初狩 735-6	0554-20-2677	0554-25-2271
大月市森林組合	大月町花咲 1669-11	0554-22-4111	
山梨県建設業協会 大月支部	都留市上谷六丁目 7-29 富士・東部建設会館内	0554-43-7111	0554-45-3147
大月市建設協会	大月市大月町花咲 1669-9	0554-23-0383	0554-23-0978
大月市商工会	大月市御太刀 1-14-24	0554-22-1648	0554-22-1628
大月市社会福祉協議会	山梨県大月市大月町花咲 10	0554-23-2001	0554-22-2861
大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩 3274	0554-20-2651	0554-20-2655
東部地域広域水道企業団	大月市七保町下和田 415	0554-22-0099	0554-22-5472

○大月市防災会議委員名簿

区分	機 関 等 名	職 名	防災会議条例第 3 条第 5 項関係
会長	大月市	市 長	
委員	国土交通省甲府河川国道事務所大月出張所	所 長	1 号
〃	国土交通省甲府河川国道事務所大和国道出張所	所 長	1 号
〃	甲府地方気象台	台 長	1 号
〃	富士・東部地域県民センター	所 長	2 号
〃	大月警察署	署 長	3 号
〃	大月市	副市長	4 号
〃	大月市	総務部長	4 号
〃	大月市	市民生活部長	4 号
〃	大月市	産業建設部長	4 号
〃	大月市教育委員会	教育長	5 号
〃	大月市教育委員会	教育次長	5 号
〃	大月市消防本部	消防長	6 号
〃	大月市消防団	団 長	6 号
〃	東京電力パワーグリッド(株)大月支社	支社長	7 号
〃	中日本高速道路(株)東京支社大月保全・サービスセンター	所 長	7 号
〃	富士山麓電気鉄道(株)	管理駅長	7 号
〃	富士急バス(株)大月営業所	所長	7 号
〃	N T T 東日本(株)山梨支店	支店長	7 号
〃	東日本旅客鉄道(株)大月駅	駅 長	7 号
〃	北都留医師会大月地区	会 長	8 号
〃	大月市防災士会	会 長	8 号
〃	大月市立大月短期大学	準教授	8 号
〃	大月市社会福祉協議会	会 長	9 号
〃	大月市男女共同参画推進委員会	委員長	9 号
〃	地方独立行政法人大月市立中央病院	事務部長	9 号

○大月市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	市庁舎
	地域対策支部	6出張所
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊駐屯地	中学校等の体育館
	ボランティアセンター	総合福祉センター
医療救護	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	大月市立中央病院
交通輸送対策	県緊急輸送路	中央自動車道、国道20号線、139号線、市道2路線
	物資集配拠点	勤労青年センター、総合グラウンド
	ヘリコプター主要発着場	笹子河川親水公園、総合グラウンド
避難対策	指定避難所	小中学校等の施設
	地区避難所	公民館等の施設
	協定避難所	市内各事業者の施設
避難行動要支援者対策	指定福祉避難所	総合福祉センター、デイサービスセンターやまゆり
	協定福祉避難所	市内介護施設等
生活救援	市備蓄倉庫	小中学校等の15箇所
	給水拠点	指定避難所、飲料水兼用耐震性貯水槽等
	炊き出し場所	学校給食センター、学校の家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、6出張所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	猿橋近隣公園、総合体育館駐車場、宮谷新道（馬の背）、総合グラウンド（野球場）、旧初狩小
清掃活動	がれきの集積場所	初狩町中初狩 （まるたの森クリーンセンター周辺）
死体対策	遺体安置所	寺院
水防対策	水防（資機材）倉庫	消防署、七保、笹子の3箇所

○自主防災組織一覽

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
筐子町					
白野	白野	白野	S 56. 3. 1	H 8	H 8
原	原	原	S 56. 3. 1	H 9	H 9
吉久保	吉久保	吉久保	S 56. 3. 1	H 9	H 9
阿弥陀海	アミダ海	アミダ海	S 56. 3. 1	H 8	H 8
黒野田	黒野田	黒野田	S 56. 3. 1	H 9	H 9
追分	追分	追分	S 56. 3. 1	H 9	有
筐子町計		6			
初狩町					
下初狩一	下一の1	下 一	S 56. 3. 20	S 60	有
	下一の2				
下初狩二	下二の1	下 二	S 56. 3. 10	S 60	有
	下二の2				
藤沢	藤沢	富士見沢	S 56. 3. 10	H 8	H 8
側子	側子1	側子	S 56. 3. 23	H 8	H 8
	側子2				
神戸	神戸	神戸	S 56. 3. 1	S 58	有
立川原	立川原	立川原	S 56. 3. 1	H 9	H 9
丸田	丸田	丸田	H 9. 9. 16	H 9	H 9
初狩町計		8			
大月					
(殿上一)	発電所				
駒橋三丁目	横尾1	横尾第1	S 56. 9. 19	S 59	S 60
	横尾2	横尾第2	S 55. 12. 25	H 8	H 8
駒橋二丁目	駒下	駒下	S 56. 8. 29	H 9	H 9
	駒中	駒中	S 60. 7. 20	H 9	有
駒橋一丁目	駒上	駒上	S 60. 8. 5	H 8	H 8
	宮本	宮本	S 60. 8. 1	H 9	S 61
	駒七	駒七	S 60. 7. 1		
御太刀一丁目	御太刀1	御太刀第1	S 56. 9. 1		
	御太刀2	御太刀第2	S 56. 8. 30	S 56	有
	御太刀3	御太刀第3	S 56. 3. 10	H 9	有
	御太刀4	御太刀第4	S 56. 9. 1		
御太刀二丁目	御太刀5	御太刀第5	S 56. 9. 1		
	御太刀6	御太刀第6	S 56. 3. 20	H 9	H 9
大月一丁目	神明1	神明第1	S 56. 8. 1	H 9	H 9
	神明2	神明第2	S 56. 3. 1	H 9	有
	広月	広月	S 56. 3. 10	H 9	有
	大松	大松町	S 56. 6. 20	H 9	H 9
大月二丁目	南天神	南天神	S 56. 9. 10	H 9	H 9
	琴平	琴平町	S 56. 8. 1	S 59	有
	栄町	栄町	S 56. 6. 2	S 56	有
	本町1	本町第1	S 56. 3. 10	H 12	H 12
	本町2	本町第2	S 56. 7. 2	H 9	H 10
	天王	天王町	S 56. 3. 15	H 9	有
	仲町	仲町	S 56. 3. 15		
坂瀬	坂瀬	S 63. 1. 18			
大月三丁目	北天神1	大月三丁目	H 8. 9. 2	H 8	H 8
	北天神2		H 18. 6. 17	H 18	H 18
	リバーサイド	リバーサイド	H 8. 2. 1		
沢井	沢井	沢井	S 60. 9. 1	H 9	H 8

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
下花咲一	下花咲第1	下花咲	S 56. 3. 20	H 9	H 8
	下花咲第2				
下花咲二	美堂	美堂	S 56. 6. 9	H 9	H 8
	美堂団地				
	花咲団地				
上花咲	上花咲	上花咲	S 56. 3. 15	H 9	有
富士見台	富士見台第1	富士見台	S 60. 8. 10	H 9	S 59 有
	富士見台第2		S 60. 8. 20		
	富士見台第3		S 60. 4. 1		
	富士見台第4		S 60. 4. 1		
	富士見台第5		S 60. 4. 1		
	富士見台第6		S 60. 4. 1		
	富士見台第7		S 60. 4. 1		
NEC寮					
前沢	前沢	前沢	S 57. 9. 1	H 9	H 8
久保	久保	久保	S 57. 9. 1	H 9	H 9
青木原	青木原	青木原	S 57. 11. 6	H 7	有
小佐野一	小佐野一	小佐野一	S 58. 2. 28	S 58	有
小佐野二	小佐野二	小佐野二	S 57. 9. 1	H 9	H 9
下原	下原	下原	S 57. 9. 1	H 9	有
沢中	沢中	沢中	S 57. 9. 1	H 9	有
上真木上	上真木上	上真木	S 57. 8. 27	H 9	H 9
上真木下	上真木下		S 57. 8. 23		
間明野	間明野	間明野	S 57. 8. 20	H 8	H 8
桑西	桑西	桑西	S 57. 8. 20	H 8	有
恵能野	恵能野	恵能野	H 9. 4. 1	H 9	H 11
大月計		43			
賑岡町					
浅利	浅利	浅利	S 56. 3. 6	H 9	H 8
浅利住宅	浅利住宅	浅利団地	S 55. 12. 7	H 8	H 10
西奥山	西奥山	西奥山	S 57. 3. 1	H 9	H 8
強瀬	強瀬	強瀬	S 55. 9. 1	H 9	H 10
	(川隣)				
岩殿	岩殿	岩殿	S 59. 9. 1	S 56	有
神倉	神倉	神倉	S 56. 3. 1	H 9	H 9
下畑倉	下畑倉	下畑倉	S 56. 8. 29	H 9	H 6 東電
畑倉住宅	畑倉住宅				
上畑倉	上畑倉	上畑倉	S 56. 3. 29	S 56	有
日影	日影	日影	S 56. 4. 1	S 58	S 59
東奥山	東奥山	東奥山	S 56. 2. 5	S 59	S 60
石動団地	石動団地	石動団地	H 9. 4. 1	H 9	H 9
ゆりヶ丘	ゆりヶ丘	ゆりヶ丘	H 7. 9. 1	H 7	H 7
賑岡町計		12			
七保町					
下和田一	下和田第1	下和田第1	S 56. 3. 10	H 9	有
下和田二	下和田第2	下和田第2	S 56. 3. 15	H 9	H 7
下和田三	下和田第3	下和田第3	S 56. 3. 10	H 9	H 7
下和田四	下和田第4	下和田第4	S 56. 3. 15	S 56	H 7
下和田五	下和田第5	下和田第5	H 4. 4. 1	H 8	H 7
	下和田第6	下和田第6	H 21. 3. 31	H 20	H 20
大島	大島	大島	S 56. 3. 15	H 9	H 7
葛野一	葛野1	宮元	S 58. 2. 13	H 9	H 9
		下組	S 59. 11. 3	S 60	有
		上村	S 57. 10. 1	H 9	H 9
		戸並	S 59. 10. 10	H 9	H 9
葛野二	葛野2	石原	S 59. 10. 20		
		倉崎上組	S 59. 9. 16	H 9	有
		倉崎下組	S 59. 10. 10	H 9	有

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
葛野三	葛野3	小泉	S59.10.6	H9	H9
		和田原	S59.10.30	H9	H9
		沖組	S59.10.21	H9	H9
田無瀬	田無瀬	田無瀬	届出無し		
林	林	林	S60.11.13	H9	H9
奈良子一	奈良子1	奈良子第1	S56.5.10	H8	H8
奈良子二	奈良子2	奈良子第2	S56.5.10	H9	H9
		奈良子矢竹	S57.10.10	H9	H7
浅川一	浅川1	浅川第1	S58.4.1	H9	H9
浅川二	浅川2	浅川第2	S58.4.1	H9	H9
下浅川	下浅川	下浅川	S58.4.1	H9	H9
瀬戸一	瀬戸1	瀬戸第1	S57.12.1	H9	H9
瀬戸二	瀬戸2	瀬戸第2			
		吉平	H11.4.1	H11	H11
		小姓	H11.4.1	H11	H11
瀬戸三	瀬戸3	瀬戸第3	S56.4.1	H11	有
瀬戸四	瀬戸4	瀬戸第4		H9	H7
		川津畑	H11.4.1	H11	H11
上和田	上和田	上和田	S56.4.1	H9	H9
小金沢	小金沢	小金沢	S56.3.10	H8	有
駒宮	駒宮	駒宮	S56.3.22	H9	有
七保町計		35			
猿橋町					
小篠	小篠	小篠	S56.3.14	H9	H9
津成	津成	津成	S56.1.1	S58	有
太田	太田	太田	S56.3.1	H9	H9
久保	久保	久保	S56.4.1	H9	H9
小田	小田	小田	S56.4.18	H9	H9
四季の丘	四季の丘	四季の丘	S58.9.5	S58	S60
恋路団地	恋路団地	恋路団地	H6.4.1	H8	有
伊良原	伊良原	伊良原	S56.3.1	H9	有
朝日小沢	朝日小沢	朝日小沢	S60.3.1	H9	H9
小沢	小沢	小沢	S58.2.1	H9	H9
幡野	幡野	幡野	S56.4.1	S56	有
田中	田中	田中	S56.4.1	H9	H9
小倉	小倉	小倉	S56.3.15	H9	H9
梨木	梨木	梨木	S56.8.1	S58	有
東町	東町	東町	S56.3.12	S56	有
霞町	霞町	霞町	S56.4.1	H15	H15
行原	行原	行原	S62.4.1	H9	H9
横町	横町	横町	S56.5.10	H9	有
仲町1	仲町1	仲町1	S56.4.1	H9	H9
仲町2	仲町2	仲町2	S56.3.15	H9	有
寿町	寿町	寿町	S56.4.1	H9	H9
小柳	小柳	小柳	S56.4.1	H9	有
アツクメ	アツクメ	アツクメ	H21.1.21		
殿上1	殿上2	殿上1	S56.7.22		
殿上2		殿上2	S56.7.1	H9	H9
殿上3	殿上3	殿上3	S56.6.1	H9	有
殿上4	殿上4	殿上4	S56.6.1	H9	H9
殿上5	殿上5	殿上5	S58.8.1	H9	H10
殿上6	殿上6	殿上6	S62.3.22	H8	有
天神森	天神森	天神森	H8.8.13	H8	H8
桂台一丁目	桂台	桂台自主防災会	H11.4.1	H11	有
桂台二丁目					
桂台三丁目					

猿橋町計		31			
行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
富浜町					
山谷	山谷	山谷	S 58. 8. 29	H 9	H 9
中野	中野	中野	S 56. 7. 11	H 9	H 9
堀の内	堀の内	下鳥沢防災会	H 9. 1. 15 合同結成	H 9	H 9
遠山	遠山				
県営	県営			S 56	有
坂尻	坂尻			H 8	H 8
下中	下中			H 9	H 9
下宮	下宮				
上東	上東			上東	S 56. 8. 1
上中	上中	上中	S 56. 4. 1	H 9	S 61
上西	上西	上西	S 56. 3. 25	H 9	H 9
寺向	寺向	寺向	S 56. 9. 1	S 56	有
峰沢	峰沢	峰沢	S 56. 4. 1	H 9	有
大久保	大久保	大久保	S 58. 4. 1	H 9	H 9
小向	小向	小向	H 18. 10. 1	H 18	H 18
袴着	袴着	袴着	S 57. 7. 25	H 9	H 9
宮上	宮上	宮谷	S 56. 4. 1	H 9	H 9
宮中	宮中				
宮下	宮下				
新道	新道				
横吹	横吹	横吹	S 60. 7. 1	S 61	有
駅南	駅南	駅南	S 60. 4. 1	H 8	有
富浜町計		14			
梁川町					
斧窪	斧窪	斧窪	H 9. 2. 4	H 8	H 8
	仲間沢	(仲間沢)			
	殿畑	(殿畑)			
彦田	彦田	彦田	S 59. 8. 11	H 9	有
	桑原	桑原	S 61. 12. 8	H 9	H 10
西村・綱本	西村	西村	S 56. 3. 23	H 9	H 9
	綱本	綱本	S 57. 10. 1	H 8	H 8
原	上原	上原	S 57. 10. 1	H 9	H 9
	中原	中原	S 56. 1. 1		
	下原	下原	S 56. 1. 15		
新倉	新倉東	新倉東	S 61. 12. 8	H 9	有
	新倉西	新倉西	S 61. 12. 8		
清水・大保呂	清水・大保呂	清水・大保呂	S 61. 12. 8	H 9	H 9
中野・金畑	中野・金畑	中野・金畑	S 61. 12. 8	H 9	有
塩瀬	塩瀬	塩瀬	S 61. 12. 8	S 58	有
立野	立野上	立野上組	S 61. 12. 8	H 9	H 9
	立野下	立野下組	S 61. 12. 8		
下畑	下畑	下畑	S 61. 12. 8	H 9	H 9
梁川町計		16			
合計		165			

○医療機関一覧

1 基幹災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	備考
山梨県立中央病院	甲府市富士見 1-1-1	055-253-7111	629	重篤な救急患者の受入れ 県外基幹施設との連携 医療スタッフ全県派遣

2 基幹災害支援病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	備考
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東 1110	055-273-1111	606	県立中央病院とともに 重篤な救急患者の受入れ 医療スタッフ全県派遣
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津 6663-1	0555-72-2222	224	富士北麓・東部医療圏を 広域カバー 医療スタッフ全県派遣

3 地域災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数
独立行政法人 大月市立中央病院	大月市大月町花咲 1225	0554-22-1251	144

4 地域災害支援病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数
都留市立病院	都留市つる 5-1-55	0554-45-1811	140
上野原市立病院	上野原市上野原 3504-3	0554-62-5121	135

5 北都留医師会大月市内医療機関

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番 号
共立診療所さるはし	猿橋町殿上 587-1	0554-20-1311	0554-20-1321
黒田医院	猿橋町猿橋 249-2	0554-22-0811	0554-23-2474
進士医院	御太刀 1-8-19	0554-22-0150	0554-22-5025
すぎたに眼科	御太刀 1-15-15 オサダ電気ビル 1F	0554-37-0193	
(医)すずき整形外科医院	御太刀 2-8-8	0554-22-6500	0554-22-6500
稚枝子おおつきクリニック	大月 1-8-5	0554-56-7766	0554-20-1266
賑岡診療所	賑岡町畑倉 1197-4	0554-22-0466	0554-22-0488
(医)はちすか整形外科クリニック	駒橋 1-2-36	0554-22-1117	0554-22-1117
初狩クリニック	初狩町中初狩 108-1	0554-25-3211	0554-25-3212
花田医院	初狩町下初狩 3290	0554-25-6035	0554-25-6168

(医)富士厚生クリニック	大月 1-17-23	0554-22-1450	0554-23-2540
藤本医院	猿橋町伊良原 91-1	0554-22-8155	0554-22-8156
(医)堀田医院	大月 1-5-20	0554-22-0113	0554-22-0111
真木医院	大月町真木 2185-1	0554-22-5060	0554-22-5060
武者医院	大月 1-15-18	0554-23-1166	0554-23-3596
わたなベクリニック	猿橋町猿橋 184	0554-22-2428	0554-22-2428

※ 五十音順

6 大月市内歯科医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号
岩崎歯科医院	富浜町鳥沢 261	0554-26-2272	0554-26-2500
遠藤歯科医院	御太刀 1-15-11	0554-23-4182	0554-30-0082
岡歯科医院	御太刀 1-12-20	0554-23-0123	0554-23-0125
小泉歯科医院	七保町葛野 1510-1	0554-22-7000	0554-22-7373
坂本歯科医院	猿橋町猿橋 204-18	0554-23-3730	
佐藤歯科クリニック	大月町花咲 1271-31	0554-23-0852	0554-23-0856
シライ矯正歯科 クリニック	大月 1-13-30	0554-23-4187	
進士歯科医院	御太刀 1-8-19	0554-22-0135	0554-23-3736
遠山歯科医院	猿橋町猿橋 619	0554-22-0536	
賑岡診療所	賑岡町畑倉 1197-4	0554-22-0466	
千瀉歯科医院	大月 3-1-23	0554-22-0676	
布施歯科医院	大月 1-6-14	0554-22-1100	0554-22-1100
宮田歯科医院	猿橋町殿上 363	0554-22-4848	0554-37-4096
山本歯科医院	大月 1-20-8	0554-22-0302	

※ 五十音順

7 市内薬局一覧

名称	所在地	電話番号	FAX番号
秋山薬局	富浜町鳥沢 1955	0554-26-5316	0554-26-5346
あすなろ大月薬局	猿橋町殿上 587-5	0554-20-1301	0554-20-1302
梅沢薬局	猿橋町猿橋 47	0554-23-1155	0554-23-1190
大月調剤薬局	大月町花咲 1264-4	0554-22-5002	0554-22-5021
小俣薬局	御太刀 1-3-5	0554-22-0151	0554-22-0151
広明堂薬局	大月 1-11-23	0554-22-0487	0554-22-2208
中央調剤薬局	大月町花咲 1264-3	0554-22-3325	0554-20-1125
東京薬局	富浜町鳥沢 2732	0554-26-5327	0554-26-3476
初狩富士薬局	初狩町中初狩 110-2	0554-25-2701	0554-56-8803

古沢薬局	大月 1 -6-11	0554-23-0032	0554-23-0032
真木調剤薬局	大月町真木 2182	0554-22-1587	0554-23-6851
安留薬局	大月 2-12-34	0554-22-0049	0554-23-3306

※ 五十音順

[条例等]

○大月市防災会議条例

(昭和37年12月20日)
(条 例 第 41 号)

最近改正 平成 24 年条例第 26 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大月市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大月市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、大月市水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

6 前項の委員の定数は35人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年9月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則 (平成6年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大月市災害対策本部条例

(昭和37年12月20日)
条例第42号)

最近改正 平成24年条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大月市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本部の長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、副本部長、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大月市地震災害警戒本部条例

(昭和54年12月24日)
条 例 第 28 号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、大月市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつてあてる。

(1) 山梨県警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 市の消防長及び消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれにあたる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○大月市災害時要援護者登録制度実施要綱

(平成17年9月1日)
大月市告示第53号)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者、一人暮らし高齢者などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(要援護者)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における地域での支援（以下「支援」という。）を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

- (1) 身体障害者のうち、肢体不自由の障害の程度が1級から3級まで、視覚障害の程度が1級若しくは2級又は聴覚障害の程度が2級の者
- (2) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者
- (3) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- (4) 寝たきり高齢者
- (5) 認知症高齢者
- (6) その他援護を必要とする者

(地域支援者)

第3条 この要綱において「地域支援者」とは、前条に定める要援護者を普段から見守り、災害時等においては可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者であって、要援護者の近隣に居住し、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

(要援護者の登録)

第4条 市長は、次条の規定により、要援護者の登録を行うものとする。

(登録の手続)

第5条 要援護者は、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（別記様式。以下「申請書兼登録台帳」という。）に、災害時等において支援を受けるために必要な個人情報を記載して、市長に提出するものとする。

なお、申請書兼登録台帳に要援護者が希望する地域支援者を記載する場合には、あらかじめその者の同意を得なければならない。

- 2 市長は、要援護者を登録するに当たっては、記載された地域支援者から前項の規定による同意について、確認を行うものとする。
- 3 市長は、申請書兼登録台帳に要援護者が希望する地域支援者の記載がない場合には、自主防災組織、地区社会福祉協議会及び地区担当民生委員に当該要援護者の情報を提供し、地域支援者の選定を依頼するものとする。この場合においても、市長は前項の規定による同意について確認を行うものとする。
- 4 前2項の確認を終えた要援護者に係る申請書兼登録台帳は、これを登録台帳とする。

(登録台帳の保管)

第6条 登録台帳の原本は市長が保管し、副本は要援護者のほか自主防災組織、地区社会福祉協議会、地区担当民生委員及び地域支援者、（以下「自主防災組織等」という。）がそれぞれ保管する。

(自主防災組織等による支援)

第7条 自主防災組織等は、要援護者に対し、登録台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(自主防災組織の義務)

第8条 自主防災組織等は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。

- 2 自主防災組織等は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。
- 3 自主防災組織等は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。
- 4 自主防災組織等は、登録台帳を紛失したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第9条 要援護者又は地域支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接、又は民生委員を通じて市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告により登録台帳記載事項に変更が生じたことを知ったときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要援護者及び自主防災組織等に連絡するものとする。

(制度の周知)

第10条 市長は、広報誌等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

- 2 自主防災組織等は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(事業の委託)

第11条 市長は、当該事業の運営を社会福祉法人大月市社会福祉協議会に委託することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

(あて先)

大 月 市 長

私は、災害時に援護が必要になるため、大月市災害時要援護者の登録を申請します。

つきましては、下記事項が地域支援者、地区担当民生委員、地区社会福祉協議会及び自主防災組織（自治会）、へ情報提供されることに同意します。

○太枠は必ず記入してください。その他は記入できる範囲で結構です。

フリ 氏 名	男・女		作成日	年 月 日	
生年月日	M・T・S・H	年 月 日生	血液型	A・B・O・AB	
住 所	大月市		電 話		
			F A X		
家族構成 (本人含む)	人	本人の状況 ※区分番号を記入	自主防災組織 (自治会)の名称		
緊 急 連 絡 先	氏 名		住所及び電話番号		続 柄
			住所：		
			☎ 携帯		
			住所：		
		☎ 携帯			

※ 区分番号 —あてはまる次の番号を全て記入—

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| (1) 身体障害者（肢体は3級以上、視覚・聴覚は2級以上） | (4) 寝たきり高齢者 |
| (2) 知的障害者（A判定の人） | (5) 認知症の高齢者 |
| (3) 65歳以上で一人暮らしの高齢者 | (6) その他援護を必要とする者 |

1. 身体障害(肢体・視覚・聴覚)・知的障害等の内容	
2. 現在必要としている保健、医療、福祉サービス等	
3. 特記事項	

1. 身体・知的障害者は障害手帳の内容を、また介護認定を受けている人はその内容を記載
2. 人工透析を受けているなど、保健、医療、福祉サービスに関して留意すべき事項を記載
3. 援護が必要となる主な理由、本人との意思疎通の方法（意思疎通が困難な場合）などの事項について記載

あなたが希望する地域支援者を記載してください。（記載に際しては、必ず本人の同意を得てください。）

地 域 支 援 者	氏名	地 域 支 援 者	氏名
	住所		住所
	電話		電話

○大月市小型除雪機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期の道路交通及び安全で安心な市民生活を確保するため、小型除雪機を購入する団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、大月市補助金等交付規程（昭和43年大月市訓令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市道及び生活関連道路の除雪を行う自治会等の団体とし、個人が使用するものは補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、小型除雪機1台あたりの購入費の2分の1以内(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、大月市小型除雪機購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて毎年度8月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) カタログ
- (3) 除雪実施箇所位置図

(交付額の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付額を決定し、大月市小型除雪機購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金実績報告)

第6条 申請者は、購入後すみやかに大月市小型除雪機購入費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 購入した小型除雪機の写真
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の請求及び交付)

第7条 交付決定を受けた申請者は、前条に規定する補助金実績報告書を提出後、市長に大月市小型除雪機購入費補助金交付請求書（様式第4号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付する。

(譲渡等の禁止)

第8条 この要綱の補助金の交付により取得した小型除雪機は、当該小型除雪機を取得した日から起算して10年を経過するまでの間は、これを譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

○雪害マニュアル道路除雪編

大月市地域防災計画 雪害マニュアル（道路除雪編）

1. 目的

この道路除雪編は、市道等の道路における、冬期の降雪、積雪に対し、早期に効率的な除雪を進め、市民の生活、安全を守ることを目的とする。

具体的には、大月市が中心となり、市民による除雪、業者による除雪、各関係機関との調整など、効果的かつ公平に除雪を進めるための指針とする。

2. 背景

従来の除雪対応は、1、2級市道など幹線道路については除雪業者で対応し、集落内及び生活関連道路の除雪は住民で行うこととしてきたが、人口減少、住民の高齢化による除雪力の低下、また、公共事業の減少や社会構造の変化により、除雪を請負う建設業者および作業員の減少で、市内の除雪力全体が低下し、積雪による市民生活への影響が大きくなっている。

さらに、1mを超える記録的な積雪により、交通網の寸断や長期に及ぶ住民の孤立化などが課題となった。

大雪は、台風、集中豪雨といった降雨災害と比べ、市全域に同時に積雪被害が発生するため、行政がすべての公道の除排雪を行うことには限界がある。このため、市、業者、市民及び関係機関がそれぞれの役割を確認し、連携して除雪対応に取り組む必要がある。

3. 言葉の定義

除雪・・・市道など公道の積雪を排除し、車両、歩行者の通行が安全に行えるよう通路を確保すること。

圧雪・・・積雪量が50cmを超えるような場合、一度に除雪を行わずに歩行者、緊急車両が通行可能な程度に雪を押さえて通路を確保すること。

一車線確保・・・圧雪から、さらに除雪を進め、路面が見える状態で全路線について1車線を確保し、部分的にすれ違いが可能な待避スペースを確保すること。

拡幅除雪・・・1車線確保から、さらに通常の車線幅が確保できるまでに除雪を進めた状態にすること。

排雪・・・拡幅除雪などの際、路肩スペースで雪が処理できない場合、ほかの置場（排雪場）までダンプトラックを利用し、運搬し処理すること。

機械除雪・・・タイヤショベル（ホイールローダ）、グレーダー、バックホウなどの重機により除雪を行うこと。主に建設業者が行う。

住民除雪・・・住民が生活する地域の道路をスコップなどで除雪すること。

ボランティアや消防団などの組織によるものも含む。

凍結防止剤散布・・・除雪が完了し、溶けだした水により路面が凍結するのを防止するために塩化カルシウム、塩化マグネシウム等を散布すること。

凍結が予想される夜間、早朝にあわせ夕方散布を原則とする。

指定路線・・・あらかじめ積雪量に応じて、指定する除雪契約業者が除雪を行う路線。主に幹線道路。

協力業者・・・除雪契約建設業者以外で除雪に使える重機を所有し、事前に市に登録し、積雪時に除雪対応する業者。

4. 行政の役割

国、県、市は道路管理者として、あらかじめ指定路線について除雪業者を選定のうえ契約し、大雪情報をもとに、早い段階から除雪に対応できるよう待機及び出動態勢を整えるよう除雪契約業者を指導する。

○国、山梨県

国道20号及び国道139号、並びに市内の県道の除雪を行う。

○大月市

- (1) 高速道路、国道、県道の各道路管理者との調整（雪害対策会議の実施）を行い、除雪路線及び進捗状況の確認を行う。また、大雪警報発令時など必要に応じて交通規制の時間等の確認を行い、適切なタイミングで規制を実施し、防災担当部署を通じ広報する。
- (2) 積雪量による除雪指定路線を決定し、市民に公表、周知する。
また、除雪契約業者等の保有重機の種類・数量、オペレーターの人員の確認を行い、適切な除雪方法を指導する。
- (3) 除雪の実施は、「7. 除雪の方法」に従い、除雪契約業者により指定路線の除雪を行う。
また、条件により協力業者による除雪費用の助成等を行う。
- (4) 路面のスリップ防止対策として、最低気温が-1℃以下になると予想される場合、あらかじめ指定した箇所（交通量が比較的多く、急勾配、カーブの箇所）に凍結防止剤を散布する。
- (5) 住民除雪への助成、支援を行い、住民除雪の推進を図る。
- (6) 排雪場所の確保を行い、市街地や住宅地の排雪にあたり市民、業者にこれの利用を促す。（公共施設駐車場、河川敷、学校校庭など）
- (7) 最新の除雪状況を防災無線、HP、SNSなどを利用し、市民に周知し、交通混乱を防止する。
- (8) 道路、防災、福祉などの担当相互の連絡、調整を図り、市民の安全確保・除雪の推進に努める。（災害対策本部による対応）
また、除雪業務に精通する職員の育成、資質向上を勧める。

5. 業者の役割

○除雪契約業者

- (1) 除雪に備え、重機の配備、オペレーターの手配を行い、市からの指示に従い、若しくは規定に基づき大雪情報をもとに早い段階から除雪、排雪、凍結防止剤散布などの作業が行えるよう出動態勢を万全に整える。
- (2) 「7. 除雪の方法」により、適切な除雪を行う。
- (3) 必要に応じ、他市、他県から重機の支援、業者の支援を受けられるような体制を整える。また、業者ごとに相互支援を行い、効率的に適切な除雪を行う。

○協力業者

- (1) 事前に市に登録しておくことで、積雪時に区長など地区代表者の要請により、除雪を行う。積雪量による除雪費用を市に請求することができる。
- (2) 除雪を行う場合は、区長など地区代表者の意見を聞きながら優先度を考慮するとともに、公平性を保ち、適切な除雪を行う。

6. 市民の役割

- (1) 自宅の玄関先、幹線道路までつながる地区内道路、歩道、生活道路については、地域住民の積極的な参加により、除雪を行う。
- (2) 地域住民の人力での作業が困難な場合は、協力業者等に支援を要請し、市からの補助を受けることができる。
- (3) 独居老人、要支援者など、除雪が困難な者の支援を行う。
- (4) 必要に応じ、市から「8. 住民除雪支援」を受けることができる。
- (5) 除雪マナーの啓発、相互監視を行う。（道路や水路に支障となる雪を捨てない、積雪時に路上駐車をしない、屋根からの落雪対策を行う、むやみに車で外出しないなど）
- (6) 除雪業者の作業に積極的に協力し、道路隣接地などに排雪場所を提供する。

7. 除雪の方法

(1) 市道の除雪基準

積雪量に応じて主要幹線道路（10cm以上、15cm以上、20cm以上）、その他の1，2級市道及び

路線延長が500mを超えるもの(50cm以上)、その他除雪を必要とする路線(1m以上)に分けて指定路線(別表)を選定し、除雪する。

- (2) 除雪の優先順位は、市民生活に必要な不可欠な交通量の多い幹線道路(国道、県道、主要市道)、病院や重要な公共施設をつなぐ路線、水道、電気などライフラインの確保に必要な路線を中心に選定する。
- (3) 除雪は、市民生活に必要な最小限の路線について進めることとし、一集落一路線確保を原則とする。また、除雪に時間を要し、長期の孤立化が予想される場合は速やかに避難所等の利用を勧める。
- (4) 除雪を行う業者は、契約書に従って積雪量計測、作業前、作業中、完成の写真を撮影し、市の担当監督員に提出すること。
- (5) 積雪量に応じて、圧雪、1車線確保、拡幅除雪、排雪を行い、原則としてスタッドレスタイヤでの走行が可能な状況とすること。
- (6) 除雪にあたっては毎日の作業の進捗状況を確認するため担当監督員に報告を行う。
- (7) 農林道の除雪については、指定路線を除き、農林業従事者などの受益者による除雪を原則とする。

8. 住民除雪支援 (別途補助金交付要綱による)

市は住民の高齢化などにより、住民除雪が困難となっている地域や除雪距離が長く、生活に支障が出る地域に対し、補助金等の支援を行う。

- (1) 地域などで使用する小型除雪機の購入支援を行う。購入費用の1/2以内とし、最大で10万円を限度として補助する。
- (2) 指定路線以外の市道についても、地区で保有する重機の運転費用(燃料、リース代等)及び協力業者の作業に対し、積雪量による規定に応じてかかる費用の1/2以内、または全額を補助する。
- (3) 路面のスリップ防止対策として地区に凍結防止剤を配布する。

9. 終わりに

積雪による災害は、市民の生命・財産にも影響をおよぼし、交通障害だけでなく、住民間のトラブル発生にもつながる。

これらを理解のうえ、行政、市民が一体となって、適切で迅速な除雪を行うことが必要であり、この指針は、除雪をスムーズに進めることが目的としているが、状況に応じた臨機応変な態勢をとることも重要である。

平成26年6月

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 令和6令和年規則第40号

第一 救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置することその他の適切な方法により開設することができる。
- (三) 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等)とし、一人一日当たり三百五十円以内の額とする。
- (四) 福祉避難所(高齢者、障害者等(2の(四)において「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(三)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかつたことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなつた日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅(以下「賃貸型応急住宅」という。)その他の適切な方法により供与する住宅とする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、六百八十八万三千円以内の額とする。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に五十戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (6) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)の(2)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日から(一)の(6)に規定する期限までとする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日当たり千三百三十円以内の額とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。(三)の(2)及び八の(一)において同じ。)、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- (二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - (1) 被服、寝具及び身の回り品
 - (2) 日用品

(3) 炊事用具及び食器

(4) 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季四月から九月まで	一九、八〇〇円	二五、四〇〇円	三七、七〇〇円	四五、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	八、三〇〇円
冬季十月から三月まで	三二、八〇〇円	四二、四〇〇円	五九、〇〇〇円	六九、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季四月から九月まで	六、五〇〇円	八、七〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	二、八〇〇円
冬季十月から三月まで	一〇、四〇〇円	一三、六〇〇円	一九、四〇〇円	二三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三、八〇〇円

(四) 三の(三)の季別区分は、災害発生の日をもつて決定する。

(五) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下この(一)及び(三)において「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(二) 医療は、次の範囲内において行う。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

(三) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(四) 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

- (一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方法を失つた者に対して行う。
- (二) 助産は、次の範囲内において行う。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (三) 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。
- (四) 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 被災者の救出

- (一) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (二) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

- (一) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。
 - (2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万五千五百円以内の額とする。
 - (3) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。
- (二) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - (1) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
 - (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (イ) 半壊又は半焼した世帯 一世帯当たり七十一万七千円
 - (ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 一世帯当たり三十四万八千円
 - (3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内)に完了しなければならない。

七 生業に必要な資金の貸与

- (一) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。

- (二) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (三) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。
 - (1) 生業費 一件当たり 三万円
 - (2) 就職支度金 一件当たり 一万五千円
- (四) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
 - (1) 貸与期間 二年以内
 - (2) 利子 無利子
- (五) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。

八 学用品の給与

- (一) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(三)において同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(三)において同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(三)において同じ。)に対して行う。
- (二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
 - (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
- (三) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (1) 教科書代
 - (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (2) 文房具費及び通学用品費
 - (イ) 小学校児童 一人当たり五千二百円
 - (ロ) 中学校生徒 一人当たり五千五百円
 - (ハ) 高等学校等生徒 一人当たり六千円
- (四) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、一箇月以内その他の学用品については、十五日以内とする。

九 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。
- (二) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。
 - (1) 棺(附属品を含む。)
 - (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - (3) 骨つぼ及び骨箱
- (三) 埋葬のために支出することができる費用は、一体当たり二十二万六千円以内の額(死亡時において十二歳未満であつた者にあつては、十八万八千円以内の額)とする。
- (四) 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の捜索

- (一) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- (二) 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 死体の捜索をすることができる期間は災害発生の日から十日以内とする。

十一 死体の処理

- (一) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。
- (二) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班によつて行う。
- (四) 死体の処理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千六百円以内とする。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千七百円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - (4) 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下この十二において「障害物」という。)の除去

- (一) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (二) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行つた一世帯当たりの費用の平均額は、十四万円以内の額とする。
- (三) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十三 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (一) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 被災者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の捜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分
- (二) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

- (三) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第二 実費弁償

令第五条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

- (1) 医師及び歯科医師 一人一日当たり二万五千七百円
- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 一人一日当たり一万七千八百円
- (3) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 一人一日当たり一万六千二百円
- (4) 救急救命士 一人一日当たり一万四千七百円
- (5) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり一万七千五百円
- (6) 大工 一人一日当たり二万八千九百円
- (7) 左官 一人一日当たり二万九千五百円
- (8) とび職 一人一日当たり二万七千九百円

2 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

3 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

(二) 令第四条第五号から第十号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を

〔協定等〕

○災害相互応援協定等一覧

No.	締結日	名称	締結先	概要
1	S30.10.10	消防相互応援協定	富士東部管内の市町村	消防相互応援
2	S61.6.1	山梨県常備消防相互応援協定	県内消防本部、消防署設置市町及び一部事務組合	大規模火災等における消防相互応援
3	H9.9.17	災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書	大月郵便局	郵政事業に係わる災害特別事務取扱い・援護対策、相互の用地・施設の提供
4	H13.7.16	災害時における応急対策業務に関する協定書	大月市建設協会	道路、河川等の施設の機能の確保及び回復にかかる業務
5	H17.4.3	大月市・上野原市・小菅村・丹波山村消防相互応援協定	上野原市、小菅村、丹波山村	消防相互応援
6	H17.6.1	災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書	(株)大月カントリークラブ	緊急離着陸場等の使用協力
7	H17.6.1	災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書	(株)花咲カントリー倶楽部	緊急離着陸場等の使用協力
8	H19.1.12	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	県内 13 市	食料、資機材、車両、施設の提供及び職員の派遣等、応急復旧にかかる全般
9	H20.6.9	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)ダイエー H28.3 月 イオン大月店へ承継	災害時における物資供給業務
10	H20.6.9	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)公正屋	災害時における物資供給業務
11	H20.7.1	災害時における救援物資の提供に関する協定書	コココーラ・セントラルジャパン(株)	救援物資の提供(災害対応型のメッセージボード登載の自動販売機の飲料水)
12	H29.9.4	災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置及び利用に関する覚書	NTT東日本(株)山梨支店	り災害者の通話手段の確保を目的に特設公衆電話を設置
13	H22.2.10	大月市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力(株)山梨支店大月支社	停電事故時の防災無線放送による広報依頼
14	H23.3.7	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時の各種情報の交換
15	H24.5.7	災害時相互応援協定書	静岡県袋井市	食料、資機材、車両、施設の提供及び職員の派遣等、応急復旧にかかる全般
16	H25.2.13	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	市内の福祉関係施設 13 か所	要配慮者の福祉避難所への受入れ
17	H25.7.19	簡易水道施設災害復旧等に関する協定書	大月市給水工事指定業者組合	被災した水道施設の早期復旧にかかる業務

18	H25.10.31	大規模地震等の災害時における創価学会大月池田文化会館施設の地区避難所使用に関する申し合わせ事項確認書	創価学会山梨県事務局	避難所としての施設提供
19	H25.11.18	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会、公益社団法人山梨県公共嘱託登記、土地家屋調査士協会	災害時の被害家屋の状況調査の協力体制
20	H26.5.15	災害時の医療救護活動に関する協定書	北都留医師会	医療救護活動への協力
21	H26.5.15	災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書	大月市薬剤師会	応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動への協力
22	H26.9.5	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	大月市歯科医師会	歯科医療救護活動への協力
23	H27.6.30	災害時の医療救護活動に係る医療資機材の入れ替えに関する協定書	市立中央病院	医療用資機材等の定期的な入れ替えへの協力
24	H27.11.6	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時の各情報の発信
25	H28.3.15	富士山火山噴火時における忍野村の広域避難に関する覚書	忍野村	富士山噴火時における広域避難者の受け入れ
26	H28.3.28	災害時における避難所及び避難場所としての使用に関する協定	山の都福祉会	避難所及び避難場所としての施設提供
27	H28.3.28	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	山の都福祉会(サンコート大月 及び スカイコート大月)	要配慮者の福祉避難所への受入れ
28	H28.3.31	大規模災害時における相互応援に関する協定書	甲州街道沿道各市(12市)	食料、資機材、車両、施設の提供及び職員の出遣等、応急復旧にかかる全般
29	H28.9.7	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	都留市、大月都留広域事務組合、大月都留環境事業協同組合	家庭系一般廃棄物の収集運搬
30	H28.11.24	災害時における畳の提供に関する協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	災害時の畳の提供
31	H29.4.12	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	山の都福祉会(サンコート大月サテライト)	要配慮者の福祉避難所への受入れ
32	H29.5.11	大規模災害時における被災者支援に関する協定	山梨県行政書士会	被災者支援のための行政書士業務
33	H29.8.28	災害時における協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	施設等の提供 遺体の収容に係る物資の提供
34	H30.4.5	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	山梨県エルピーガス協会大月地区	災害時のLPガスの調達及び供給
35	H30.5.28	大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	被災者支援のための法律相談業務の開催

36	H30.7.19	災害時における避難所及び避難場所としての使用に関する協定	山陽精工株式会社	避難所等としての施設提供
37	H30.11.2	災害時における無人航空機による被害調査の支援に関する協定	株式会社テック・エンジニア	無人航空機による空撮調査
38	R1.11.1	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	山梨県司法書士会	被災者等相談のための司法書士業務
39	R2.3.11	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	山梨県葬祭事業協同組合	葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力
40	R3.9.29	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	協力関係の構築(連絡体制の構築等)
41	R4.3.23	災害時等における山梨県立やまびこ支援学校の避難所及び避難場所の利用に関する協定	山梨県立やまびこ支援学校	避難所等としての施設提供
42	R4.5.19	山梨県における広域避難等に関する協定書	山梨県及び県内 13 市 8 町 6 村	広域避難等の実施体制の構築
43	R4.12.21	災害時における要配慮者の福祉避難所への受入れに関する協定	社会福祉法人多幸福社会	要配慮者の福祉避難所への受入れ
44	R4.12.21	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社クスリのサンロード	救援物資の供給
45	R5.3.28	災害時等における避難所及び避難場所の利用に関する協定	株式会社卯月林業	避難所等としての施設提供
46	R5.4.14	真木川発電所活用における地域協力協定書	鉄建建設株式会社 R5.12 TK アクアグリーン株式会社へ継承	真木川発電施設等の活用した大月町真木地区への協力
47	R5.5.24	災害時における井戸の使用に関する協定書	桂川漁業協同組合	生活用水確保のための井戸の使用
48	R5.12.5	災害時における相互協力に関する協定書	山梨トヨタグループ	機材物資等(車両・冷暖房機器)の貸与
49	R6.8.11	地域防災力の向上に係る相互協力に関する協定書	大月市防災士会	平常時及び災害時における相互の連携及び協力
50	R6.9.13	追分第一発電所活用における地域協力協定書	合同会社アレテー R7.3 月 日本アンプル合同会社へ継承	追分第一発電所活用した防災・減災の推進
51	R6.12.20	災害時における循環型バイオ水洗トイレ等の供給に関する協定書	株式会社美空	水洗トイレ等の供給及維持管理
52	R7.2.14	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人山梨県トラック協会郡内支部	災害時における物資等の緊急輸送
53	R7.3.26	災害時における要配慮者の福祉避難所への受入に関する協定	セントケア大月・郡内共立福祉医療会・中田屋	要配慮者の福祉避難所への受入れ
54	R7.4.24	災害福祉活動に関する連携協定書	市社会福祉協議会・ライオンズクラブ	災害時における福祉活動に必要な物資・人的支援
55	R7.8.25	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会(関東支部山梨県部会)	下水道管路施設の応急復旧に必要な業務

[災害危険箇所]

○地すべり防止区域一覧

1 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域指定状況

(令和6年8月1日現在)

市名	林政関係 (林野庁所管)			土木関係 (国土交通省所管)		
	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
大月市	2	29.14	近ヶ沢、鳥沢	2	18.11	駒宮、奥山

○急傾斜地危険区域一覧

1 急傾斜地崩壊危険区域

(令和6年8月1日現在)

市名	箇所数	面積	指定区域名
大月市	55	42.436	間明野・浅利入口・葛野・田無瀬・富士見台・坂瀬・矢坪・川津畑・駒宮・小沢・大島・藤沢・御太刀二丁目・下花咲・上平・草木・富士見台・斧窪・霞町・堀の内・立川原・関屋・下和田・麓山の1・用沢・草木の2・関屋の2・大西・大月二丁目・鳥沢・上真木・浅川の2・横尾・吉久保・塩瀬・麓山の2・六ツ原・堀之内・伊良原・駒宮の2・横吹・西畑・上和田の2・仲町・鳥沢Ⅱの3・仲町の1・斧窪・浅利入口の1・仲町の2・殿畑・中村・彦田の3・小柳・上畑倉の3・大寺山-1

2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

(令和6年8月1日現在)

指定区域名	市	町名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)
間明野	大月	大月	真木	間明野原	昭和 52.01.17	0009	2.00
浅利入口	大月		大月三丁目	川久保	昭和 56.03.26	0134	0.32
葛野	大月	七保	葛野	和田原 他	昭和 56.03.26	0135	0.51
田無瀬	大月	七保		タミセ 他	昭和 56.03.26	0136	1.09
富士見台	大月	大月	花咲	下川戸 他	昭和 57.04.08	0183	0.22
坂瀬	大月		大月二丁目	坂瀬 他	昭和 57.04.08	0184	0.16
矢坪	大月	七保	瀬戸	矢坪	昭和 58.07.14	0359	2.16
川津畑	大月	七保	瀬戸	川ツ畑	昭和 58.07.14	0360	0.77
駒宮	大月	七保	駒宮	沢はた 他	昭和 59.06.18	0280	0.33
駒宮	大月	七保	駒宮	中ノ土 他	昭和 62.08.13	0306	0.72
小沢	大月	猿橋	小沢	千手 他	昭和 60.05.09	0184	0.98
大島	大月	七保	葛野	中原 他	昭和 60.05.09	0185	0.53
藤沢	大月	初狩	下初狩	砂原	昭和 60.05.09	0186	0.14
御太刀二丁目	大月		御太刀二丁目	御立原	平成 06.02.17	0160	0.08

指定区域名	市	町名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)
御太刀二丁目	大月		御太刀二丁目	御立原	平成 16. 03. 15	0124	0. 57
下花咲	大月	大月	花咲	下川戸 他	昭和 62. 03. 31	0116	1. 25
下花咲	大月	大月	花咲	堂地	平成 04. 08. 24	0327	0. 24
下花咲	大月	大月	花咲	堂地	平成 12. 03. 30	0176	0. 18
上平	大月	七保	瀬戸	上平	昭和 63. 10. 13	0456	1. 42
草木	大月	七保	瀬戸	宮原	昭和 63. 10. 13	0457	1. 80
草木	大月	七保	瀬戸	陣出	平成 02. 11. 15	0561	1. 46
富士見台別	大月	大月	花咲	堂地	昭和 63. 10. 13	0458	0. 50
斧窪	大月	梁川	綱之上	斧窪	平成 02. 02. 08	0045	0. 19
霞町	大月	猿橋	猿橋	切添 他	平成 02. 02. 08	0052	1. 22
堀の内	大月	富浜	鳥沢	北堀ノ内	平成 02. 11. 15	0562	0. 45
立川原	大月	初狩	中初狩	立川原	平成 04. 10. 15	0409	0. 28
関屋	大月	大月	大月	関谷他	平成 04. 10. 15	0412	1. 19
関屋	大月	大月	大月	関屋他	平成 12. 03. 30	0177	0. 35
下和田	大月	七保	下和田	屋なほ 他	平成 04. 10. 15	0413	0. 15
麓山の 1	大月	七保	瀬戸	麓山 他	平成 07. 03. 13	0096	1. 59
用沢	大月	七保	奈良子	用沢	平成 08. 02. 29	0117	0. 54
草木の 2	大月	七保	瀬戸	小性	平成 08. 02. 29	0118	0. 48
関屋の 2	大月	大月	大月	関谷 他	平成 09. 03. 31	0139	0. 34
関屋の 2	大月	大月	大月	関谷 他	平成 21. 03. 12	0082	0. 44
大西	大月	猿橋	猿橋 他	大西 他	平成 11. 03. 25	0134	0. 50
大月二丁目	大月		大月二丁目他	下原 他	平成 11. 03. 25	0135	1. 23
鳥沢	大月	富浜	鳥沢	南堀ノ内	平成 12. 03. 30	0175	0. 18
上真木	大月	大月	真木	松ノ木畑 他	平成 12. 03. 30	0178	0. 55
浅川の 2	大月	七保	浅川	東河原 他	平成 13. 03. 22	0132	0. 90
横尾	大月	大月	駒橋三丁目他	横尾 他	平成 13. 09. 17	0415	0. 47
吉久保	大月	笹子	吉久保	上平	平成 15. 02. 17	0087	0. 20
塩瀬	大月	梁川	塩瀬	下原大割	平成 15. 10. 06	0495	0. 88
麓山の 2	大月	七保	瀬戸	井戸地 他	平成 15. 10. 06	0496	0. 88
麓山の 2	大月	七保	瀬戸	井戸地 他	平成 15. 10. 06	0496	0. 00
六ツ原	大月	七保	瀬戸	六ツ原	平成 17. 03. 28	0171	0. 74
堀之内	大月	富浜	鳥沢	前田西堀ノ内	平成 18. 03. 20	0155	1. 85
伊良原	大月	猿橋	猿橋	真渡	平成 18. 03. 20	0156	0. 15
伊良原	大月	猿橋	猿橋	真渡	平成 19. 05. 17	0189	1. 46
駒宮の 2	大月	七保	駒宮		平成 20. 09. 04	0391	0. 16
関屋の 2	大月	大月	大月	関谷 他	平成 21. 03. 12	0082	0. 44
横吹	大月	富浜	鳥沢	寺窪	平成 21. 11. 03	0334	0. 16
西畑	大月	賑岡町	賑岡町強瀬	西山	平成 23. 3. 28	159	0. 10
上和田の 2	大月	七保町	七保町瀬戸	上和田	平成 23. 3. 28	160	0. 62
仲町	大月	猿橋町	猿橋町猿橋	犬猿橋、橋尻	平成 23. 3. 28	161	0. 29
鳥沢Ⅱの 3	大月	富浜町	富浜町鳥沢	人倉、舟ヶ本	平成 23. 3. 31	188	0. 19

指定区域名	市	町名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	
鳥沢Ⅱの3	大月	富浜町	富浜町鳥沢	人倉、舟ケ本	平成 23. 3. 31	188	0. 00	
仲町の1	大月	猿橋町	猿橋	真渡、大猿橋、	平成 24. 9. 13	326	0. 16	
藤沢	大月	初狩町	下初狩	砂原、丸畑	平成 24. 12. 20	452	0. 10	
斧窪	大月	梁川町	綱ノ上	斧窪	平成 25. 3. 14	87	0. 15	
浅利入口の1	大月	大月	大月三丁目	川久保	平成 25. 7. 1	227	0. 32	
仲町の2	大月	猿橋町	猿橋	大猿橋	平成 25. 7. 1	228	0. 06	
殿畑	大月	賑岡町	強瀬	上平、西畑ケ	平成 28. 7. 28	262	0. 22	
中村	大月	賑岡町	奥山	中村	平成 28. 8. 4	269	1. 54	
彦田の3	大月	梁川町	綱ノ上	彦田下、綱本	平成 30. 4. 5	116	0. 25	
殿畑	大月	賑岡町	強瀬	浅倉、殿畑	平成 30. 9. 6	262	0. 23	
小柳	大月	猿橋町	猿橋	大猿橋、大西、 アツクメ	平成 30. 9. 6	263	0. 05	
松山	大月	大月町	花咲	堂地、松山、和原	平成 30. 9. 6	261	1. 06	
上畑倉の3	大月	賑岡町	畑倉	タヤ、まきや	令和 1. 7. 18	55	0. 21	
小柳	大月	猿橋町	猿橋	大西、アツクメ	令和 2. 6. 25	205	0. 01	
殿畑	大月	賑岡町	強瀬	殿畑ケ	令和 2. 8. 17	239	0. 04	
殿畑	大月	賑岡町	強瀬	殿畑ケ	令和 5. 2. 2	29	0. 17	
大寺山-1	大月	七保町	瀬戸	大寺	令和 6. 2. 19	32	1. 19	
綱の上	大月	梁川町	綱の上	福德	令和 6. 10. 10	243	0. 12	
計		55 (73)					42. 436	

○土石流危険溪流一覧

(平成25年4月1日現在)

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
桂川	井戸入沢	大月市 金畑	6	0	
〃	塩瀬中村沢	〃 中野	0	2	集会所
〃	上神戸沢	〃 下畑	8	0	
〃	小篠沢	〃 小篠	55	3	消防詰所
〃	峯沢	〃 津成	13	2	消防詰所
〃	菖蒲沢	〃 久保	10	0	
〃	藤崎沢	〃 〃	12	1	公民館
〃	水船沢	〃 小田	38	2	公民館
〃	石原沢	〃 〃	16	1	小学校
小沢川	幡野川の2	〃 幡野	7	0	
〃	小沢川の4	〃 小沢	2	1	寺院
〃	小沢川の2	〃 朝日小沢	6	0	
〃	小沢川	〃 〃	14	2	公民館
〃	小沢川の1	〃 〃	6	2	公民館
〃	礼金沢	〃 小沢	5	0	
〃	話手沢	〃 〃	19	3	消防詰所
〃	戸化沢	〃 〃	15	2	消防詰所
〃	三ツ石沢	〃 田中	10	0	
〃	南田中沢	〃 〃	14	2	公民館
〃	北田中沢	〃 〃	7	1	
桂川	寺之上沢	〃 殿上	6	2	駅舎
〃	桧沢	〃 〃	19	1	
〃	熊沢	〃 〃	44	8	駅舎
〃	唐沢	〃 駒橋三丁目	24	7	発電所
〃	棚沢	〃 〃	16	2	
〃	西棚沢	〃 〃	42	2	発電所
〃	テントウ沢	〃 駒橋二丁目	20	2	公民館
〃	延命沢	〃 〃	46	3	
〃	中山沢	〃 駒橋一丁目	126	16	図書館
〃	林宝沢	〃 大月一丁目	137	11	幼稚園
〃	献上沢	〃 大月二丁目	59	2	小学校
〃	地藏久保沢	〃 沢井	8	0	
〃	高畑沢	〃 〃	8	1	集会所
〃	宮ノ沢川	〃 〃	11	0	
笹子川	花咲東沢	〃 上花咲	8	0	
笹子川 〃	花咲西沢	〃 〃	5	0	

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
〃	上花咲東沢	〃	16	8	医院
〃	上花咲西沢	〃	11	1	
〃	寒場沢	〃	25	4	下初狩
〃	八田川	〃	72	1	公民館
〃	宮川の1	〃	11	0	丸田
〃	滝の沢川	〃	8	0	代官山
〃	滝の沢川の1	〃	14	0	
〃	子の神沢	〃	6	0	丸田
〃	唐沢	〃	29	1	神戸
〃	唐沢の1	〃	11	1	J R 中央本線
〃	初沢	〃	0	1	J R 中央本線
〃	押出沢	〃	24	5	阿弥陀海
〃	沢利沢	〃	26	9	駅舎
〃	辰巳沢	〃	10	3	黒野田
〃	庭洞沢	〃	32	2	公民館
〃	唐沢	〃	28	5	追分
〃	米沢	〃	5	4	米沢
〃	屋影沢	〃	4	3	黒野田
〃	大鹿川	〃	8	1	原
〃	中峯沢	〃	26	4	白野
〃	平栗沢	〃	11	3	立河原
〃	西ノ沢	〃	8	0	
〃	砂原沢	〃	17	0	藤沢
〃	藤沢川	〃	28	2	公民館
〃	上ノ田沢	〃	12	7	日向
〃	大ノ田沢	〃	33	6	
真木川	沢中沢	〃	0	2	沢中
〃	恵能野川	〃	10	0	恵能野
〃	カナフリ沢	〃	7	1	間明野
〃	切目沢	〃	13	0	
〃	東沢	〃	6	0	桑西
〃	男川沢	〃	0	1	上真木上
〃	兄川	〃	26	2	上真木下
〃	弟川	〃	26	2	
〃	男川沢の1	〃	24	1	
〃	男川沢の2	〃	0	2	
笹子川	花咲沢	〃	43	1	上花咲
浅利川	シナギ沢	〃	5	0	浅利
〃	上平沢	〃	19	1	公民館
浅利川	サスヒラ沢	〃	5	1	小学校

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
〃	岩下沢	〃	9	0	
〃	宮の沢	〃 杉沼	5	0	
〃	賑岡西奥山沢	〃 西奥山	0	1	寺院
〃	戸沢	〃 戸沢	5	0	
〃	賑岡中村下沢	〃 中村	0	1	
〃	奥山中村沢	〃	3	1	
〃	金山下沢	〃 金山	2	1	宿泊施設
〃	金山上沢	〃	2	1	宿泊施設
〃	土沢	〃	0	1	宿泊施設
〃	東沢	〃	4	2	宿泊施設
〃	沢上沢	〃 浅利	5	0	
葛野川	天神沢	〃 ゆりヶ丘	16	0	
〃	中の倉沢	〃 下畑倉	4	2	教習所
〃	尻尾沢	〃 上畑倉	53	6	郵便局
大沢	西奥山沢	〃 日影	7	0	
〃	ホフリ沢川	〃 東奥山	15	0	
〃	大沢川の1	〃	4	1	宿泊施設
葛野川	タムセ沢	〃 田無瀬	15	2	公民館
奈良子川	林沢川	〃 林	7	0	
〃	トチクボ沢	〃	17	1	集会所
〃	用沢川	〃 用沢	8	0	
〃	春日沢	〃	6	0	
〃	北矢竹沢	〃 矢竹	5	0	
〃	南中組沢	〃 中組	8	0	
〃	東沢	〃	9	3	保育所
葛野川	金竜沢の3	〃 下瀬戸	1	1	
〃	金竜沢の1	〃	16	3	寺院
〃	金竜沢の2	〃	20	2	集会所
〃	山下沢	〃 上平	12	0	
〃	吉平中沢	〃 吉平	5	1	
〃	陣出沢	〃	6	0	
〃	井戸池沢	〃 草木	11	2	公民館
〃	上井戸池沢	〃	28	5	小学校
〃	井戸池向沢	〃 井戸地	8	0	
〃	八坪沢の1	〃 麓山	7	2	消防詰所
〃	八坪沢	〃	11	2	消防詰所
〃	上矢坪沢	〃 八坪	14	1	消防詰所
〃	オモレ沢	〃 フモレ	7	0	
〃	南沢	〃 上和田	10	0	
葛野川	沢入沢	〃	40	3	小学校

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
〃	川村沢	〃 竹ノ向	1	3	宿泊施設
〃	駒宮沢	〃 駒宮	23	2	集会所
浅川	川久保沢	〃 浅川	3	2	
〃	宗安川	〃 〃	7	2	集会所
〃	西川	〃 〃	6	2	集会所
〃	西川の1	〃 〃	5	1	保育所
〃	沖之沢	〃 〃	6	1	
〃	大入沢	〃 〃	6	0	
〃	竜滝沢	〃 〃	7	0	
葛野川	花鳥沢	〃 葛野	52	9	診療所
〃	中村沢	〃 〃	65	8	中学校
〃	戸並沢	〃 〃	64	2	寺院
〃	御岳沢	〃 〃	38	2	
〃	大田沢	〃 〃	21	1	
〃	猪久保沢	〃 大島	22	0	
〃	大滝沢	〃 〃	27	4	消防詰所
〃	堂の沢	〃 〃	26	5	公民館
〃	背戸の沢	〃 下和田	47	2	
〃	入の沢	〃 霞町	29	4	中学校
桂川	蛇滑沢	〃 東町	6	1	
〃	西方沢	〃 宮谷上	93	6	小学校
〃	袴着沢	〃 鳥沢	11	2	
〃	西峰沢	〃 峰沢	43	2	公民館
〃	峰沢	〃 〃	29	2	幼稚園
〃	軽沢川	〃 中野	41	5	集会所
〃	向山沢	〃 山谷	33	1	
〃	姥沢	〃 遠山	14	0	
〃	彦田沢	〃 彦田	6	4	駅舎
〃	桑田沢	〃 〃	7	1	駅舎
〃	西沢	〃 綱之上	27	1	市出張所
〃	八ツ曾根沢	〃 〃	44	4	保育所
〃	水無沢	〃 〃	3	1	
〃	綱之上東沢	〃 〃	0	1	
〃	カジヤ沢	〃 新倉	22	2	公民館
計	150		2,740	294	

○土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

(令和7年3月24日現在)

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	黒野田	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	黒野田の2	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	追分Ⅱ	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	追分Ⅱの2	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	新田Ⅱ	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	黒野田Ⅱ	○	笹子町黒野田	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	阿弥陀海	○	笹子町吉久保	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	吉久保	○	笹子町吉久保	H18.3.23	163
急傾斜地の崩壊	立河原	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-1	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-2	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-3	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-4	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-5		初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	神戸Ⅱ	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱ	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱの2	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱの3	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱの4	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	代官山Ⅱ	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	立河原Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	神戸Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	藤沢-1	○	初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-2	○	初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-3		初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-4		初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	万楽園-1	○	初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	万楽園-2	○	初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅱ	○	初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅱの2	○	初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅱの3	○	初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23.3.7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴの2	○	初狩町下初狩	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴの3	○	初狩町下初狩	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴの4	○	初狩町下初狩	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	日向Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	側子Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23.8.11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	万楽園Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桑西	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西の2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西の3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野の2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	松ノ木畑	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木の2-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木の2-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	小佐野	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	内屋敷	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅱの2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの4	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの5	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの6	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの4	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの5	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの6	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅱの2-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅱの2-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	沢中Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	沢中Ⅱの2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下原Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下原Ⅱの2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下真木Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅲ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅲの2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅲ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅲの2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの3	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの4	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの5	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下原Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下原Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅴの3	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	久保Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	久保Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	花咲	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下花咲	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下花咲の2	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	松山	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台の2-1	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台の2-2	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	花咲の2	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台の1	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下花咲Ⅲ	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台Ⅴ	○	大月町花咲	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅利入口-1	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	天王町-1		大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	天王町-2	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	天王町-3	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂瀬-1	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂瀬-2	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂瀬-3	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	浅利入口-2	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	浅利入口-3	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大月二丁目		大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	関屋	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大月一丁目Ⅱ	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	関屋Ⅴ	○	大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	沢井Ⅴ	○	大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	沢井Ⅴの2	○	大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	沢井Ⅴの3	○	大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	御太刀二丁目		御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	御太刀一丁目	○	御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	御太刀二丁目Ⅱ	○	御太刀	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	御太刀二丁目Ⅱの2	○	御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	駒橋一丁目・駒橋一丁目Ⅲ	○	駒橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	駒橋三丁目Ⅱ	○	駒橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	岩下	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	サスビラ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	サスビラの2	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱの2	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱの3	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱの4	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	シナギⅡ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩下Ⅲ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅴ	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅴの2	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅴの3	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	東奥山	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山の2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	小和田	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの3	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの4	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの5	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの6	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの7	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下出Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下出Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東原Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東原Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	小和田Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	小和田Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	金山	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	奥山	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山の2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山の3	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村の2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	遅能登	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	杉沼-2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの4	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの5	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの6	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの7	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅱ-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅱ-2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの8	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの9	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの10	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの11	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの12	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの13	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼Ⅱ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼Ⅱの3	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	奥山の2-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	奥山の2-2		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴの2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴの3	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	戸沢Ⅴ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの2	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの3	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの4	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの5	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの6	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの7	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの8	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの9	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの10	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの11	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの12	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの13	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの14	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの15	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの16	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴの4	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	石動団地	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	西畑-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-3	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-4	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱ-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱ-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱの2-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱの2-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱの3	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	殿畑-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	殿畑-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-2	5	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅴ	○	賑岡町強瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅴの2	○	賑岡町強瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅴの3	○	賑岡町強瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿-1・神倉Ⅱ	○	賑岡町岩殿	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩殿-2	○	賑岡町岩殿	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	神倉Ⅴ	○	賑岡町岩殿	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱ	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱの2	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱの3・岩殿Ⅱの4	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱの4・強瀬Ⅲ	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上畑倉	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上畑倉の2	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下畑倉	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上畑倉の3	5	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	日影Ⅱの2-1	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	日影Ⅱの2-2	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下畑倉Ⅱ	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上畑倉Ⅴ	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上畑倉Ⅴの2	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下畑倉Ⅴ	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田-1	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下和田-2	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下和田-3	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小萩Ⅱ	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下和田Ⅴ	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田Ⅴの2	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田Ⅴの3	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田Ⅴの4	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	葛野の2	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	葛野	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島の2	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島-2	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	上落合Ⅱ	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島Ⅱ		七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島Ⅱの2	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島Ⅴ	○	七保町葛野	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	大島-1		七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅱ-1	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅱ-2	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅱの2	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅴ	○	七保町駒宮	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅴの2	○	七保町駒宮	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅴの3	○	七保町駒宮	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	田無瀬の2-1	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	田無瀬の2-2	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	田無瀬	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱ	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの2	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの3	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの4・林Ⅱの5	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの6	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの7	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの8	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの9	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅴ	○	七保町林	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	竹の内-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹の内-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の3-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の3-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の4	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の5-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の5-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	中ブロー-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	中ブロー2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	大寺山-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	大寺山-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱ-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱ-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱ-3	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの2・竹ノ向Ⅱの4	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの3-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの3-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの5-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの5-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱ	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの2-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの2-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの3-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの3-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの4-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの4-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの5-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの5-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-3	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-4	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱ-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱ-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱ-3	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱの2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱの3	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上平Ⅱ	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪の2-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	八坪の2-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	川津畑	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の1-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の1-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の2-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の2-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の2-3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	六ッ原-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	六ッ原-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木の3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木の2・小生Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木の1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平・吉平Ⅱの2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平の2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	上平	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸-3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	小生Ⅱの2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木Ⅱの2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅱの3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅱの4	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱの2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱの3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱの4	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅴの2	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅴの2	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中風呂Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中風呂Ⅴの2	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	麓山Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	川津畑Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	矢竹-1	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹-2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	中組-1	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	中組-2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	用沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	シロイハタⅡ	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅱ	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅱの2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅱの3	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	中組Ⅱ・中組Ⅱの2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	中組Ⅱの3・中組Ⅱの4	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	中組Ⅱの5	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼Ⅱ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼Ⅱの2	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	用沢Ⅱ-1	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	用沢Ⅱ-2	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	用沢Ⅱの2・用沢Ⅲ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅲ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼Ⅲ	○	七保町奈良子	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅴ	○	七保町奈良子	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	川久保	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	家能-1	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	家能-2		七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の2	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の3-1	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の3-2	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の4	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱ	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの2-1	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの2-2	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの3-1	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの3-2	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの4	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの5	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの6	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの7	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの8	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの9	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの10	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの11	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの12	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅲ	○	七保町浅川	H19.8.6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの2	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの3	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの4	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの5	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの6	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの7	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの8	○	七保町浅川	H23.8.11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	浅川Vの9	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの10	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの11	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの12	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの13	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの14	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの15	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの16	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの18	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの19	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの20	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの21	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの22	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの23	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの24	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの25	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの26	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの27	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの28	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Vの29	○	七保町浅川	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	桂台V	○	猿橋町桂台	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Vの2	○	猿橋町桂台	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Vの3	○	猿橋町桂台	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Vの4	○	猿橋町桂台	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Vの5	○	猿橋町桂台	H23.8.11	317
急傾斜地の崩壊	殿上	○	猿橋町殿上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	殿上の2-1	○	猿橋町殿上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	殿上の2-2	○	猿橋町殿上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	殿上Ⅱ-1	○	猿橋町殿上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	殿上Ⅱ-2	○	猿橋町殿上	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町の2-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町の2-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	東町-1	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	東町-2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	東町-3	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	霞町の3・霞町Ⅱの2	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	横町	○	猿橋町猿橋	H21.11.30	366
急傾斜地の崩壊	仲町		猿橋町猿橋	H21.11.30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	小柳-1	5	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小柳-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小倉-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小倉-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	幡野-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	幡野-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	幡野-3	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の3-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の3-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の3-3	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町Ⅱ	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	幡野Ⅱ	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大西	5	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町Ⅴ		猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	霞町Ⅴの2	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	霞町Ⅴの3	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	幡野Ⅴ	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	幡野Ⅴの2	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	幡野Ⅴの3	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	田中	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢の2-1	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢の2-2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱ	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの3-1	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの3-2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの4	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	田中Ⅲ	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅲ-1	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅲ-2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅲの2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢の2-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢の2-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢の2-3	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱ	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの2-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの2-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの3・朝日小沢Ⅱの4	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの5	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-3	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-4	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-5	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの7-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの7-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢	○	猿橋町朝日小沢	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴ	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの4	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの5	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの6	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの8	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの9	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの10	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	猿橋の2-1	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	伊良原-1	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	伊良原-2	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	伊良原の2	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の2-2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の2-3	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小田・小田の2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	久保-1	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	久保-2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	藤崎Ⅱ	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	太田Ⅱ-1	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	太田Ⅱ-2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	藤崎Ⅱの2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	津成Ⅱ	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴ	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴの2	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴの3	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴの4	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴの5	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅱ-1	○	猿橋町小篠	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅱ-2	○	猿橋町小篠	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅴ	○	猿橋町小篠	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅴの2	○	猿橋町小篠	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	宮谷-1	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷-2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の3・宮谷Ⅱ	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の4-1	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の4-2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の4-3	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の4-4	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の5-1	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の5-2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷Ⅱの3	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	横吹	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	横吹の2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	横吹の3	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	寺向	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	峰沢	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	鳥沢・堀ノ内・鳥沢Ⅱの2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	遠山		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	東遠山	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	堀ノ内の2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	山谷Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	中野Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	中野Ⅱの2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	中野Ⅱの3	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂尻Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	東遠山Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	東遠山Ⅱの2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	横吹Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	鳥沢Ⅱ・鳥沢Ⅱの3	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	鳥沢Ⅱの4	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大久保Ⅲ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	遠山Ⅲ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	袴着	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小向Ⅴ	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Ⅴ	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Ⅴの2	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Ⅴの3	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Ⅴの4	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中野Ⅴ	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中野Ⅴの2	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	堀ノ内V	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	堀ノ内Vの2	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの4	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	彦田	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	彦田の2	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	彦田の3	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱の上	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱ	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱの2	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱの3-1	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱの3-2	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	斧窪V	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの2	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの3	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの4	○	梁川町綱の上	R1. 8. 1	61
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの5	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Vの6	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	綱の上V	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	綱の上Vの2	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	綱の上Vの3	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下畑	○	梁川町立野	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下畑の2	○	梁川町立野	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	立野	○	梁川町立野	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	立野Ⅱ	○	梁川町立野	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下畑V	○	梁川町立野	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	塩瀬	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	金畑	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	塩瀬の2	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	清水	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	清水Ⅱ	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	塩瀬V	○	梁川町塩瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	塩瀬Vの2	○	梁川町塩瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	金畑V	○	梁川町塩瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	新倉V	○	梁川町新倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	新倉Vの2	○	梁川町新倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	新倉Vの3	○	梁川町新倉	H23. 8. 11	317
土石流	辰巳沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	屋影沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	庭洞沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	唐沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	米沢	○	笹子町黒野田	H23. 8. 11	317
土石流	押出沢		笹子町吉久保	H18. 3. 23	163
土石流	沢利沢	○	笹子町吉久保	H18. 3. 23	163
土石流	中峯沢	○	笹子町白野	H18. 3. 23	163
土石流	平栗沢	○	初狩町立河原	H18. 3. 23	163
土石流	下丸田沢		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	穴沢		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	唐沢		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	子の神沢-1		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	子の神沢-2		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	唐沢の1		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	滝の沢川の2		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	初沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	滝の沢川の1		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-2		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-6		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-1		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-3	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-5		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の1-4		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	初沢の1		初狩町中初狩	H23. 8. 11	317
土石流	藤沢川-4		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-7		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-6		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-1		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-3		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	砂原沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	上ノ田沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	大ノ田沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-8		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-2		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-5		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	八田川		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	寒場沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	一沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	赤沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	屋澤沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	大平沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	寺源沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	山中沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	兄川		大月町真木	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	東沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	弟川		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	男川沢の1		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	遊仙沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	男川沢の2		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	カナフリ沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	切目沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	男川沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	沢中沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	恵能野川	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲東沢-3		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲東沢-1		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲東沢-2		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲西沢-1		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲西沢-2		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	花咲東沢	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
土石流	花咲沢		大月町花咲	H23. 3. 7	71
土石流	花咲西沢		大月町花咲	H23. 3. 7	71
土石流	宮ノ沢川		大月	H21. 11. 30	366
土石流	地藏久保沢	○	大月	H21. 11. 30	366
土石流	高畑沢	○	大月	H21. 11. 30	366
土石流	献上沢		大月	H21. 11. 30	366
土石流	林室沢-2		大月	H21. 11. 30	366
土石流	林室沢-1		大月	H21. 11. 30	366
土石流	正ノ上沢		大月	H23. 8. 11	317
土石流	延命沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	テントウ沢		駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	西棚沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	棚沢		駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	中山沢		駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	ホフリ沢川		賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	大沢川の1-1		賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	大沢川の1-2		賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	大沢川		賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	宮の沢の2		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	金山上沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	金山下沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	賑岡中村下沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	賑岡西奥山沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	戸沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	東沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢の 1-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢の 1-2		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	戸沢南沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	土沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	奥山中村沢-4		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-3		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	中ザス沢		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-2		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	賑岡中村上沢		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-1	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	岩下沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	沢上沢下沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	サスヒラ沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	沢上沢-2		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	シナギ沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	上平沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	ヒナタ沢		賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
土石流	向沢		賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
土石流	中の倉沢		賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
土石流	西奥山沢		賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
土石流	尻尾沢	○	賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
土石流	コオノ木沢		賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
土石流	新宮沢		賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
土石流	強瀬沢		賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
土石流	天神沢	○	賑岡町ゆりヶ丘	H23. 8. 11	317
土石流	背戸の沢-3		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-5		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-2		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-4		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-1		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	御岳沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	大田沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	堂の沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	猪久保沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	道神沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	大滝沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	中村沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	大境の沢		七保町葛野	H23. 8. 11	317
土石流	タムセ沢-1		七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	林沢川		七保町林	H19. 8. 6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	タムセ沢-2		七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	サハト沢		七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	トチクボ沢		七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	南用沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	足沢の2		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	中組西沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	矢竹沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	足沢の1		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	春日沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	南矢竹沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	東沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	北矢竹沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	南中組沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	用沢川		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	中組沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	宝木野沢		七保町奈良子	H23. 8. 11	317
土石流	西川の1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	原沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	東上平川		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	風原沢の1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	風原沢の2		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	黒部沢の1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	上向沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	黒部沢の3		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	風原沢の3		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	宗安川		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	西川	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	沖之沢-1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	沖之沢-2		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	家能川		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	沖之沢の1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	黒部沢の2		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	宮谷沢	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	川久保沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	龍滝沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	大入沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	東沢川		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	川村沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	井戸地沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	井戸地向沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	八坪沢の1		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	山下沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	オモレ沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	八坪沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	南沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	上井戸地沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	上八坪沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	沢入沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	吉平下沢		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	金竜寺沢の3		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	吉平中沢		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	金竜寺沢の2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	東沢の1		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	金竜寺沢の1		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	吉平沢	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
土石流	駒宮沢	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
土石流	菖蒲沢		猿橋町桂台	H23. 8. 11	317
土石流	唐沢		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	寺之上沢		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	桧沢		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	熊沢-2	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	熊沢-1	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	幡野川の2-2		猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
土石流	入の沢	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
土石流	幡野川の2-1		猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
土石流	田中沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	三ツ石沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	東沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	南田中沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	札金沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	北田中沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	話手沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の3		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の4		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の2		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	石原沢川		猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
土石流	水船沢	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	津成川	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	藤崎沢川		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	峯沢		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	蛇骨沢川-1		富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
土石流	蛇骨沢川-2		富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
土石流	西方沢		富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
土石流	袴着沢-1		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	袴着沢-2		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	峰沢-2		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	峰沢-1		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	袴着沢-3		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	西峰沢	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	姥沢		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	中野沢川		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	向山沢	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	軽沢川	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	斧窪沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	綱之上東沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	彦田沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	水無沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	桑田沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	八ツ首根沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	西沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	塩瀬中村沢		梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
土石流	清水沢	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
土石流	カジヤ沢	○	梁川町新倉	H21. 11. 30	366
土石流	カジヤ沢		梁川町新倉	H21. 11. 30	366
地滑り	葛野		葛野	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-1		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-2		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-3		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-4		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	宮谷		富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
地滑り	殿上		駒橋	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 A		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 B-1		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 B-2		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 B-3		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 C-1		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 C-2		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	杉沼		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
地滑り	浅利-1		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
地滑り	浅利-2		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
地滑り	浅利-3		賑岡町浅利	H23.3.7	71
地滑り	浅利-4		賑岡町浅利	H23.3.7	71
地滑り	奥山		賑岡町奥山	H23.8.11	317
計	853箇所	763箇所			

○土砂災害警戒区域等の要配慮利用施設一覧

※「Y」イエローゾーン、「R」レッドゾーン

施設区分	施設名	住所	土砂災害の種類		
			土石流	地すべり	急傾斜地
障害者施設	知的障害者授産施設もえぎ寮	富浜町宮谷 1510-3	Y		
	スカイコート大月	賑岡町浅利 1108-1			Y
病院	大月市立中央病院	大月町花咲 1225			R
	富士厚生クリニック	大月 1-17-23	Y		
介護施設	大月富士見苑	大月町真木 4660	Y		
	地域密着型特別養護老人ホーム サンコート大月	賑岡町浅利 1108-1			Y
	地域密着型特別養護老人ホーム サンコート大月サテライト	賑岡町浅利 1108-6			Y
	介護老人保健施設ももくら	七保町下和田 2132-1	Y		
	福祉工房	賑岡町奥山 1833			Y
	共立デイサービスさるはし	猿橋町殿上 587-1	Y		
	デイサービスセンター「やまゆり」	富浜町宮谷 1518-1	Y		
	デイサービスセンター「ハッピーサークル」	七保町葛野 1574-2	Y	Y	
児童施設	くずはの森	七保町葛野 2467	Y		
	学童クラブ「やえざくらⅠ」 「やえざくらⅡ」	大月 2-8-32	Y		
	学童クラブ「なのはな」	七保町葛野 2345	Y		
	学童クラブ「ひまわりⅠ」	猿橋町伊良原 48	Y		
	学童クラブ「ひまわりⅡ」	猿橋町伊良原 37-1			Y
	令和にこにこ園	猿橋町殿上 308	Y		
小学校	大月市立初狩小学校	初狩町下初狩 1144	Y		
	大月市立大月東小学校	大月 2-7-43	Y		
	大月市立七保小学校	七保町葛野 2345	Y		
	大月市立猿橋小学校	猿橋町伊良原 48	Y		
中学校	大月市立大月東中学校	大月 2-15-11			Y
	大月市立猿橋中学校	猿橋町猿橋 567			Y
その他 学校関係	山梨県立都留高等学校	大月 2-11-20	Y		
	大月キリストの教会幼稚園	駒橋 1-9-14	Y		
	山梨県立やまびこ支援学校	猿橋町桂台 3丁目3 1-1	Y		

○浸水想定区域内の要配慮利用施設一覧

施設区分	施設名	住所	浸水想定区域の種類
中学校	大月市立猿橋中学校	猿橋町猿橋 567	家屋倒壊等氾濫想定区域 【河岸浸食】
児童施設	学童クラブ「たきご」	初狩中初狩 100	浸水した場合に想定される水深 0.5～3.0m未満の区域

○山地災害危険地一覧

(平成30年3月1日現在)

1 崩壊土砂流出危険地区

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定地すべり	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	(道路除く) 公共施設	道路
1	大月町真木	棚子	無	無	無	無	0.11	無	2	1	国道
2	大月町真木	一ノ沢	有	無	無	無	1.00	無	18	1	林道
3	笹子町白野	滝子	有	無	無	無	7.39	未成	12	0	国道
4	初狩町中初狩	北方沢	有	無	無	無	2.82	一部概成	11	1	国道
5	初狩町中初狩	平栗沢	無	無	無	無	0.32	無	11	1	国道
6	初狩町中初狩	門和田	有	無	無	無	5.00	無	13	2	国道
7	笹子町吉久保	江戸之上	有	無	無	無	7.00	未成	25	0	国道
8	初狩町下初狩	奈良子沢	有	無	無	無	4.14	一部概成	9	0	無
9	初狩町下初狩	大平	有	無	無	無	1.72	無	17	7	国道
10	初狩町下初狩	入山	有	無	無	無	4.00	未成	20	5	国道
11	初狩町下初狩	山中沢	無	無	無	無	1.00	無	23	1	国道
12	大月町真木	大平	無	無	無	無	3.00	未成	6	1	国道
13	大月町真木	柏沢	無	無	無	無	1.00	無	27	3	国道
14	大月町花咲	後森	有	無	無	無	3.00	無	66	3	国道
15	大月町真木	石神原	有	無	無	無	13.00	未成	29	3	県道
16	大月町真木	トヤノ丸	有	無	無	無	6.00	未成	14	1	県道
17	賑岡町奥山	中村	有	無	無	無	2.44	一部概成	4	0	林道
18	賑岡町奥山	中村	有	無	無	無	1.67	一部概成	4	0	林道
19	賑岡町奥山	中村	無	無	無	無	4.00	無	5	0	県道
20	賑岡町奥山	金場	有	無	無	無	2.00	未成	0	0	県道
21	賑岡町奥山	金場	無	無	無	無	0.65	一部概成	0	0	県道
22	賑岡町奥山	金場	有	無	無	無	1.68	一部概成	7	1	県道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃 状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
23	賑岡町奥山	金場	無	無	無	無	0.23	一部概成	2	1	県道
24	大月町真木	下大久保	無	無	無	無	1.89	一部概成	5	0	県道
25	大月町真木	エノ能入	有	無	無	無	14.05	一部概成	4	0	無
26	大月町真木	間明野	有	無	無	無	1.00	未成	38	2	県道
27	大月町真木	大久保	有	無	無	無	3.20	未成	21	2	県道
28	大月町真木	エノ能入	無	無	無	無	3.00	無	7	0	無
29	初狩町下初狩	寒場沢	有	無	無	無	7.00	未成	100	1	国道
30	大月町真木	奥畑	有	無	無	無	1.00	未成	78	4	国道
31	笹子町白野	西輪外戸	有	無	無	無	9.00	未成	6	0	国道
32	笹子町白野	西輪外戸	有	無	無	無	11.00	未成	8	0	国道
33	笹子町白野	日影	有	無	無	無	3.00	未成	8	0	国道
34	初狩町中初狩	阿曾沢	有	無	無	無	7.00	未成	86	4	国道
35	初狩町下初狩	原入	有	無	無	無	2.75	一部概成	87	1	国道
36	初狩町下初狩	一ツ沢	有	無	無	無	6.00	未成	55	3	国道
37	初狩町中初狩	大柏	有	無	無	無	5.00	未成	126	12	国道
38	大月町花咲	六本木	有	無	無	無	0.38	一部概成	22	3	国道
39	大月町真木	倉子	有	無	無	無	3.55	一部概成	0	0	林道
40	初狩町中初狩	大柏	有	無	無	無	6.26	未成	36	1	県道
41	初狩町中初狩	近ヶ坂	有	無	無	無	10.15	一部概成	11	1	県道
42	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	5.00	未成	5	0	国道
43	笹子町黒野田	狩屋野	有	無	無	無	6.00	未成	3	0	国道
44	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	11.00	未成	9	1	国道
45	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	10.00	無	2	4	国道
46	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.68	一部概成	0	0	県道
47	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.58	一部概成	0	0	県道
48	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.51	一部概成	0	0	県道
49	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.14	一部概成	0	0	県道
50	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	2.33	一部概成	2	0	県道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
51	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.41	無	0	0	県道
52	笹子町黒野田	千万歳	有	無	無	無	11.00	無	4	0	国道
53	笹子町黒野田	千万歳	有	無	無	無	3.28	一部概成	7	0	国道
54	笹子町黒野田	千万歳	有	無	無	無	1.00	未成	10	0	国道
55	笹子町黒野田	奥野	有	無	無	無	1.00	無	8	0	国道
56	笹子町黒野田	奥野	有	無	無	無	0.75	一部概成	14	0	国道
57	笹子町黒野田	奥野	有	無	無	無	26.40	一部概成	9	0	国道
58	笹子町黒野田	穴沢	有	無	無	無	6.22	一部概成	13	0	国道
59	笹子町黒野田	辰己沢	有	無	無	無	5.00	未成	19	1	国道
60	笹子町黒野田	辰己沢	有	無	無	無	2.08	一部概成	11	1	国道
61	笹子町黒野田	辰己沢	有	無	無	無	0.26	一部概成	24	4	国道
62	笹子町黒野田	辰己沢	有	無	無	無	0.48	一部概成	28	2	国道
63	笹子町吉久保	船橋	有	無	無	無	8.00	一部概成	3	0	国道
64	七保町瀬戸	竹平	有	無	無	無	11.00	未成	4	1	国道
65	七保町瀬戸	和田向	有	無	無	無	6.85	無	0	0	無
66	七保町瀬戸	峯山	有	無	無	無	20.00	未成	2	1	無
67	七保町駒宮	麻宇沢	有	有	無	無	6.74	一部概成	16	1	無
68	七保町浅川	コミ越	無	無	無	無	1.00	未成	7	0	県道
69	七保町浅川	上向	無	無	無	無	0.12	一部概成	3	0	県道
70	七保町浅川	上向	無	無	無	無	1.01	無	3	0	県道
71	七保町浅川	上向	有	無	無	無	2.04	無	4	0	県道
72	七保町浅川	平	有	無	無	無	0.29	無	7	0	県道
73	七保町浅川	平	有	無	無	無	0.61	一部概成	7	2	県道
74	七保町浅川	西の入	有	無	無	無	2.40	一部概成	7	1	県道
75	七保町浅川	西海戸	有	無	無	無	2.84	無	15	1	県道
76	七保町浅川	柿木平	有	無	無	無	2.19	一部概成	7	1	県道
77	七保町浅川	柿木平	有	無	無	無	4.91	未成	10	1	県道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
78	七保町浅川	宮谷沢	有	無	無	無	2.84	無	12	1	県道
79	七保町浅川		有	無	無	無	6.00	未成	9	0	県道
80	七保町浅川	日影コシ越	有	無	無	無	2.00	無	3	0	県道
81	七保町浅川	落合	無	無	無	無	1.00	無	6	2	県道
82	七保町葛野	小田良	有	無	無	無	12.00	未成	46	3	国道
83	七保町葛野	鹿久保	有	無	無	無	5.00	未成	198	12	県道
84	七保町瀬戸	唐沢	無	無	無	無	0.46	無	0	0	国道
85	七保町瀬戸	唐沢	有	無	無	無	2.21	無	0	0	国道
86	七保町瀬戸	唐沢	無	無	無	無	22.00	未成	0	0	国道
87	七保町瀬戸	大沢	有	無	無	無	5.08	一部概成	19	0	国道
88	七保町瀬戸	南沢	無	無	無	無	14.00	無	7	0	国道
89	七保町瀬戸	中風呂	無	無	無	無	0.91	一部概成	3	0	国道
90	七保町瀬戸	ヲモレ	無	無	無	無	12.00	無	30	0	国道
91	七保町瀬戸	麓山	有	無	無	無	2.00	未成	9	1	国道
92	七保町瀬戸	麓山	有	無	無	無	2.00	未成	4	2	国道
93	七保町瀬戸	井戸地	有	無	無	無	0.22	一部概成	5	0	国道
94	七保町瀬戸	井戸地	有	無	無	無	0.05	一部概成	1	0	国道
95	七保町瀬戸	北海戸	無	無	無	無	1.00	未成	6	0	国道
96	七保町瀬戸	北海戸	有	無	無	無	5.00	無	10	1	国道
97	七保町瀬戸	下瀬戸	無	無	無	無	2.00	未成	60	5	国道
98	七保町林	ウシカイ	無	無	無	無	2.00	未成	18	0	国道
99	七保町奈良子	宝木野	無	無	無	無	16.00	未成	19	2	無
100	七保町奈良子	北海戸	無	無	無	無	1.75	無	14	0	無
101	七保町奈良子	奈良子向	有	無	無	無	4.83	一部概成	4	0	無
102	七保町奈良子	菅沼	無	無	無	無	2.00	無	6	0	無
103	七保町奈良子	用沢	有	無	無	無	2.00	無	8	0	無
104	七保町林	用沢入	有	無	無	無	9.75	無	4	0	無

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃 状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
105	七保町林	用沢	有	無	無	無	1.00	無	4	0	無
106	七保町林	アヨウサハ	有	無	無	無	0.68	一部概成	7	0	国道
107	七保町林	上原	有	無	無	無	0.33	一部概成	16	1	林道
108	梁川町立野	梶矢沢	無	無	無	無	6.00	未成	71	0	県道
109	猿橋町小篠	蔵岳	有	無	無	無	10.00	未成	5	0	県道
110	梁川町綱の上	腰道上	無	無	無	無	1.00	無	0	0	国道
111	梁川町綱の上	腰道上	無	無	無	無	0.19	未成	15	0	国道
112	梁川町綱の上	姥沢	無	無	無	無	0.62	一部概成	17	0	国道
113	梁川町塩瀬	井戸入	有	無	無	無	2.92	無	0	0	国道
114	梁川町塩瀬	大保呂入	無	無	無	無	2.52	一部概成	0	0	林道
115	梁川町綱の上	荒神堂	有	無	無	無	2.00	未成	25	1	国道
116	梁川町綱の上	白金	無	無	無	無	4.00	未成	20	0	国道
117	梁川町綱の上	沢	無	無	無	無	1.00	未成	0	0	国道
118	梁川町新倉	高久保	無	無	無	無	2.00	未成	9	0	国道
119	梁川町新倉	裏山	無	無	無	無	6.00	未成	27	3	国道
120	富浜町鳥沢	扇山	有	無	無	無	1.86	未成	23	0	県道
121	猿橋町朝日小沢	ヲソ沢	有	無	無	無	5.00	未成	15	1	県道
122	猿橋町小沢	日向柴	有	無	無	無	1.00	未成	6	0	県道
123	猿橋町小沢	大堀	無	無	無	無	0.78	無	5	0	県道
124	猿橋町小沢	城口	有	無	無	無	9.00	無	17	0	県道
125	猿橋町小沢	与市村	有	無	無	無	1.70	一部概成	8	0	県道
126	猿橋町小沢	浜久保	有	無	無	無	0.80	一部概成	19	1	県道
127	猿橋町小沢	大久保	無	無	無	無	0.47	一部概成	7	0	県道
128	猿橋町殿上	七曲	有	無	無	無	1.00	未成	31	1	国道
129	猿橋町朝日小沢	無黒沢	無	無	無	無	3.00	未成	11	1	県道
130	猿橋町朝日小沢	長沢	無	無	無	無	2.00	未成	10	1	県道
131	猿橋町朝日小沢	桐木差	有	無	無	無	2.34	一部概成	8	1	県道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃 状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
132	猿橋町朝日小沢	井窪	有	無	無	無	13.00	未成	20	1	県道
133	猿橋町朝日小沢	軽米	無	無	無	無	0.24	一部概成	7	0	無
134	猿橋町朝日小沢	三ッ沢	有	無	無	無	11.00	未成	29	0	県道
135	猿橋町猿橋	向窪	有	無	無	無	7.00	未成	17	0	県道
136	猿橋町猿橋	松葉	無	無	無	無	0.64	一部概成	28	1	県道
137	猿橋町猿橋	奥河上	無	無	無	無	2.29	未成	18	0	県道
138	猿橋町猿橋	上山	無	無	無	無	5.00	一部概成	4	1	県道
139	猿橋町猿橋	河村沢	無	無	無	無	0.59	一部概成	5	1	県道
140	猿橋町猿橋	石原沢	無	無	無	無	4.00	無	31	3	県道
141	猿橋町藤崎	暮沼	無	無	無	無	0.22	一部概成	53	1	県道
142	猿橋町藤崎	城ノ山	有	無	無	無	7.00	一部概成	27	2	県道
143	猿橋町藤崎	赤沢入	有	無	無	無	3.53	未成	2	0	県道
144	猿橋町藤崎	恋沢	有	無	無	無	7.78	一部概成	10	0	県道
145	大月町大月	浦山	有	無	無	無	2.00	未成	12	0	国道
146	大月町駒橋	荒具	有	無	無	無	5.00	未成	13	0	国道
147	七保町林	宮の沢	有	無	無	無	1.14	一部概成	13	0	林道
148	賑岡町奥山	下川	有	無	無	無	2.00	無	29	0	国道
149	賑岡町奥山	東原	無	無	無	無	0.01	無	25	0	国道
150	七保町林	田無瀬	有	無	無	無	0.14	一部概成	11	2	国道
151	梁川町塩瀬	水アビト	無	無	無	無	11.00	無	0	0	林道
152	梁川町立野	境沢	無	無	無	無	2.00	未成	0	0	林道
153	梁川町立野	サナギサワ	無	無	無	無	16.00	未成	3	0	林道
154	梁川町綱の上	桑田	有	無	無	無	0.08	一部概成	8	2	国道
155	梁川町綱の上	彦田	有	無	無	無	0.06	一部概成	10	2	国道
156	大月町駒橋	棚沢	有	無	無	無	1.00	一部概成	41	1	国道
157	大月町駒橋	柳原	無	無	無	無	0.43	一部概成	10	1	国道
158	大月町駒橋	清水入	有	無	無	無	1.00	未成	35	0	国道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定地すべり	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	(道路除く) 公共施設	道路
159	大月町駒橋	仲山	無	無	無	無	4.00	未成	38	2	国道
160	大月町駒橋	仲山	無	無	無	無	0.76	一部概成	111	13	国道
161	大月町大月	林宝山	有	無	無	無	6.00	未成	194	33	国道
162	大月町大月	献上地	無	無	無	無	0.41	一部概成	53	13	国道
163	大月町大月	正之上	無	無	無	無	0.71	一部概成	12	0	国道
164	大月町花咲		無	無	無	無	2.32	無	8	0	県道
165	賑岡町浅利	岩下	無	無	無	無	1.19	一部概成	35	3	県道
166	大月町花咲	岩下	有	無	無	無	2.34	未成	29	2	県道
167	賑岡町浅利	平石	有	無	無	無	2.96	一部概成	22	1	県道
168	賑岡町浅利	平石	有	無	無	無	0.85	一部概成	28	1	国道
169	賑岡町強瀬	西山	無	無	無	無	5.00	一部概成	8	2	国道
170	賑岡町岩殿	奥岩	無	無	無	有	4.00	未成	171	3	国道
171	賑岡町畑倉	沖峯山	有	無	無	有	6.00	未成	48	2	国道
172	賑岡町畑倉	まきや	有	無	無	無	0.68	一部概成	138	5	国道
173	賑岡町畑倉	サンコウ	有	無	無	無	0.74	一部概成	22	0	国道
174	賑岡町畑倉	竹ノ上	有	無	無	無	0.46	無	24	0	国道
175	賑岡町畑倉	切久保	有	無	無	無	1.35	無	4	0	国道
176	大月町真木	川原ガス	有	無	無	無	0.79	一部概成	1	0	県道
177	賑岡町奥山	切久保	無	無	無	無	0.25	無	9	0	国道
178	賑岡町奥山	ホフリ原	無	無	無	無	0.59	無	17	0	国道
179	賑岡町奥山	中さす	有	無	無	無	9.00	未成	4	0	県道
180	賑岡町奥山	勘蔵	有	無	無	無	2.00	無	6	0	国道
181	賑岡町奥山	勘蔵	有	無	無	無	0.44	一部概成	6	0	林道
182	賑岡町奥山	勘蔵	有	無	無	無	0.68	一部概成	6	0	林道
183	賑岡町奥山	勘蔵	有	無	無	無	0.38	一部概成	6	0	林道
184	賑岡町奥山	助台	有	無	無	無	2.94	無	3	0	林道
185	七保町林	トチクボ	有	無	無	無	4.00	未成	30	4	国道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
186	賑岡町奥山	小和田	有	無	無	無	1.54	一部概成	26	1	国道
187	七保町葛野	桑原久保	有	無	無	無	4.49	無	44	2	県道
188	七保町下和田	フニウチ	有	無	無	無	1.62	無	45	0	県道
189	七保町下和田	花古	有	無	無	無	13.00	無	36	0	県道
190	梁川町綱の上	大坪	有	無	無	無	5.66	一部概成	8	0	国道
191	富浜町鳥沢	東遠山	無	無	無	無	12.00	未成	19	0	国道
192	富浜町鳥沢	扇山	有	無	無	無	3.23	一部概成	16	2	国道
193	富浜町鳥沢	扇山	有	無	無	無	2.85	一部概成	35	0	県道
194	富浜町鳥沢	峰沢	無	無	無	無	0.27	無	85	5	国道
195	富浜町鳥沢	扇山	無	無	無	無	5.48	未成	72	2	国道
196	富浜町宮谷	平栗	無	無	無	無	1.00	無	110	4	国道
197	富浜町宮谷	岩ノ下	有	無	無	無	1.46	無	26	6	国道
198	富浜町宮谷	小山久保	無	無	無	無	0.61	無	23	5	国道
199	猿橋町猿橋	上長尾	無	無	無	無	3.00	無	25	2	国道
200	七保町下和田	遠山	有	無	無	無	0.73	一部概成	39	0	県道
201	七保町下和田	地蔵窪	有	無	無	無	0.71	一部概成	51	2	県道
202	七保町葛野	千駄久保	有	無	無	無	1.00	未成	20	1	県道
203	七保町葛野	桑原久保	有	無	無	無	2.45	一部概成	29	1	県道
204	七保町葛野	猪久保	有	無	無	無	1.00	未成	30	0	県道
205	賑岡町奥山	金場	有	無	無	無	3.00	未成	5	1	県道
206	賑岡町奥山	中さす	有	無	無	無	5.95	一部概成	4	1	県道
207	賑岡町奥山	本沢	有	無	無	無	5.75	一部概成	3	0	林道
208	賑岡町奥山	中村	有	無	無	無	9.57	一部概成	2	0	林道
209	賑岡町奥山	さす平	有	無	無	有	1.87	一部概成	3	0	県道
210	笹子町白野	大鹿	有	無	無	無	30.06	一部概成	8	0	国道
211	大月町真木	本沢	有	無	無	有	19.60	未成	1	0	県道
212	七保町奈良子	をくさん雁ヶ腹	有	無	無	有	23.11	未成	0	0	林道

番号	大字	字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	(道路除く) 公共施設	道路
213	七保町瀬戸	小金沢土室	有	無	無	無	52.42	一部概成	0	0	林道
214	富浜町鳥沢	長久保	無	無	無	無	6.00	無	4	0	国道
215	猿橋町桂台	菖蒲天神下	無	無	無	無	0.27	一部概成	7	0	県道
216	大月町花咲	六本木	有	無	無	無	1.53	一部概成	9	0	国道
217	大月町花咲	峰山	無	無	無	無	10.00	一部概成	54	2	国道
218	大月町花咲	藤久保	有	無	無	無	4.00	無	58	2	国道
219	七保町浅川	扇山	有	無	無	無	2.03	無	0	0	林道
220	笹子町白野	滝子	有	無	有	無	3.94	未成	3	0	国道
221	笹子町白野	中峯	有	無	無	無	2.37	一部概成	38	1	国道
222	賑岡町奥山	中村	無	無	無	無	1.94	一部概成	0	0	県道

2 山腹崩壊危険地区

番号	大字	字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
1	笹子町白野	石神戸上	無	無	無	無	3	無	0	0	無
2	笹子町白野	西峯	無	無	無	無	6	無	0	0	無
3	笹子町白野	中峯	無	無	無	無	6	無	0	0	無
4	賑岡町奥山	中村	無	無	無	無	3	一部概成	0	0	林道
5	賑岡町奥山	中村	有	無	無	有	6	一部概成	0	0	林道
6	賑岡町奥山	中村	有	無	無	無	8	一部概成	5	0	林道
7	賑岡町奥山	金場	無	無	無	無	1	一部概成	2	0	林道
8	大月町真木	神屋久保	有	無	無	無	10	一部概成	1	0	無
9	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	7	一部概成	0	0	無
10	七保町瀬戸	竹ノ沢	有	無	無	無	8	無	2	0	無
11	七保町瀬戸	六ツ原	無	無	無	無	15	無	7	2	無
12	七保町駒宮	上坂	無	無	無	無	6	無	2	0	無
13	七保町浅川	上坂	無	無	無	無	8	無	3	0	県道
14	梁川町綱の上	西村	無	無	無	無	1	一部概成	6	0	林道
15	猿橋町藤崎	倉作	無	無	無	無	4	一部概成	0	0	無

番号	大字	字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
16	賑岡町奥山	小和田	有	無	無	無	11	一部概成	15	0	国道
17	梁川町立野	豆栗	無	無	無	無	2	無	0	0	林道
18	梁川町綱の上	新田	有	無	無	無	4	一部概成	12	0	無
19	大月町駒橋	柳原	無	無	無	無	13	一部概成	9	0	国道
20	大月町大月	献上地	有	無	無	無	2	一部概成	4	0	無
21	大月町大月	関屋	有	無	無	無	3	一部概成	18	0	無
22	富浜町鳥沢	上ノ山	無	無	無	無	13	無	1	0	無
23	賑岡町奥山	金場	無	無	無	無	13	一部概成	0	0	県道
24	七保町瀬戸	竹平	有	無	無	無	32	一部概成	0	0	国道
25	梁川町塩瀬	板木道上	無	無	無	無	9	一部概成	1	0	無
26	富浜町鳥沢	向山	無	無	無	無	16	無	0	0	無
27	猿橋町猿橋	梨木道上	無	無	無	無	2	一部概成	2	0	無
28	猿橋町桂台	大栗山	有	無	無	無	5	一部概成	48	0	無
29	猿橋町桂台	炭焼	無	無	無	無	2	一部概成	0	0	無
30	賑岡町奥山		無	無	有	無	5	一部概成	1	0	林道
31	賑岡町奥山		有	無	有	無	7	一部概成	4	0	県道

3 地すべり危険地区

大字	字	箇所番号 (市町村)	箇所番号 (地区)	危険度		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
				地すべり危険度	被災危険度									
中初	近ヶ坂	206	1	C	b1	c2	有	有	有	260	無	0	0	国道
瀬戸	宮原	206	2	A	a1	a2	有	無	有	10	一部概成	25	0	県道
鳥沢	西袴着	206	3	A	b1	a2	有	有	無	14	一部概成	70	1	県道

○主たる老朽ため池の所在地及び整備状況

(平成25年3月31日現在)

地区名	形式	所在地	貯水量 m ³	整備及び 老朽状態
小 篠	土 堰 堤	大月市 猿橋町	141,000	S61~H2
小 田	〃	〃 猿橋町	910	漏水無
藤 沢	〃	〃 初狩町	300	〃

○重要水防区域一覧

1 河川、遊水池等で特に水防上警戒または防御に重要性を要する区域

河川名	位 置		左右 岸別	延 長 (m)	重 要 度		注意を要する理由	水 防 倉 庫
	大 字	字			階 級	種 別		
笹子川	笹子町吉久保	地 内	左	150	b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	大月市白野水防倉庫
葛野川	賑岡町強瀬	地 内	右	100	b	〃	〃	大月市葛野水防倉庫
〃	七保町瀬戸	草 木	右	300	a	堤防高	堤防高不足	〃
相模川	猿橋町小篠	地 内	右	700	b	〃	〃	大月市水防倉庫
宮 川	初狩町中初狩	丸 田 地 内	左 右	100 100	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	〃
浅利川	賑岡町浅利	公 民 館 上	右	50	a	堤防高	堤防高不足	〃
〃	〃	上 平 地 内	右	50	b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	〃
笹子川	笹子町	笹子川橋上	左	260	a	堤防高	護岸老朽	大月市白野水防倉庫
〃	大月町	前沢橋上下	左 右	125 125	a a	水衝箇所	堤防断面不足	大月市水防倉庫
〃	初狩町	法雲寺橋上	左 右	200 500	a a	〃	護岸老朽	大月市白野水防倉庫
〃	〃	法雲寺橋下	左 右	1,100 1,100	a a	洗掘箇所	〃	〃
〃	大月町	花 咲	右	200	a	〃	堤防断面不足	大月市水防倉庫
葛野川	七保町上手	紅葉橋下	左	200	a	〃	〃	大月市葛野水防倉庫
〃	七保町	七保橋下	左	400	b	堤防高	護岸老朽	〃
〃	賑岡町	百蔵橋下	左 右	300 260	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	〃

〔通信・輸送・広報〕

○市防災行政無線設置状況

(1) 親局

呼出名称	設置場所	管理責任者	備考
ぼうさいおおつき	大月二丁目6番20号	大月市長	

(2) 中継局

呼出名称	設置場所	管理責任者	備考
ぼうさいおおつきかつらだい	猿橋町桂台1-17-1 桂台中継局内	大月市長	

(3) 固定系(屋外子局)

呼出名称	設置場所	管理責任者	備考
ぼうさいおおつき	市内各所	大月市長	

○連絡通話装置付き屋外拡声子局

名称	設置場所	管理責任者	備考
ぼうさいおおつき まえざわさん さいそうしん	大月町真木 823-1	大月市長	
ぼうさいおおつき よしくぼ さいそうしん	笹子町吉久保 530		
ぼうさいおおつき しもあさかわ さいそうしん	七保町浅川 1706		
ぼうさいおおつき おもれ さいそうしん	七保町瀬戸 1617		
ぼうさいおおつき あさひおざわ さいそうしん	猿橋町朝日小沢 181-2		
ぼうさいおおつき にしむら さいそうしん	梁川町綱の上 1314-1		
ぼうさいおおつき あみだかい	笹子町黒野田 1349		
ぼうさいおおつき まみょうの	大月町真木 6542		
ぼうさいおおつき おそのうと	賑岡町奥山 1092		
ぼうさいおおつき ひかげ	賑岡町畑倉 261		
ぼうさいおおつき ならこ	七保町奈良子 24		
ぼうさいおおつき あさかわ	七保町浅川 1036		
ぼうさいおおつき かみわだ	七保町瀬戸 1866		
ぼうさいおおつき あさひおざわ	猿橋町朝日小沢 964		
ぼうさいおおつき さんや	富浜町鳥沢 5975		
ぼうさいおおつき にしむら	梁川町綱の上 1391		

○有線放送

設置場所		設置年月日	放送区域	管理者
笹子町	原	S 34. 10. 30	原 部落一円	区長、市政協力委員長あるいは消防部長
笹子町	吉久保	S 41. 11. 4	吉久保	〃
笹子町	白野	S 35. 10. 10	白野	〃
笹子町	阿弥陀海	S 39. 3. 25	阿弥陀海	〃
初狩町	下初狩	S 44. 11. 1	下一、下二	〃
初狩町	中初狩	S 44. 7. 1	側子	〃
大月町	小佐野	S 38. 6. 12	小佐野	〃
大月町	横尾	S 37. 7. 18	横尾住宅	〃
賑岡町	上畑倉	・・・	上畑倉	〃
賑岡町	岩殿	S 45. 2. 1	神倉	〃
賑岡町	浅利	S 51. 4. 1	浅利団地	〃
七保町	下和田	S 39. 3. 27	寺原	〃
七保町	下和田	S 43. 12. 1	下和田団地	〃
七保町	大島	S 52. 9. 1	大島	〃
七保町	葛野	・・・	葛野	〃
猿橋町	小倉	S 37. 1. 9	小倉	〃
猿橋町	田中	S 34. 4. 1	田中	〃
猿橋町	幡野上	S 35. 4. 1	幡野上	〃
猿橋町	幡野下	S 39. 8. 1	幡野下	〃
猿橋町	小田	S 37. 2. 10	小田	〃
猿橋町	岡	S 36. 4. 1	岡	〃
猿橋町	久保	S 35. 2. 1	久保	〃
猿橋町	小篠	S 34. 3. 3	小篠	〃
猿橋町	小沢	S 37. 8. 1	小沢	〃
猿橋町	朝日小沢	S 40. 2. 23	朝日小沢	〃
猿橋町	仲町第2	S 49. 7. 1	仲町第2	〃
猿橋町	東町	S 41. 8. 1	東町	〃
猿橋町	殿上	S 53. 1. 20	殿上	〃
猿橋町	霞町	S 44. 5. 1	霞町	〃
猿橋町	小柳	S 45. 9. 1	小柳町	〃
富浜町	中野	・・・	中野	〃
富浜町	宮谷上	S 37. 8. 12	宮谷上	〃
富浜町	宮谷下	S 39. 4. 1	宮谷下	〃
梁川町	立野	S 47. 10. 30	立野下	〃
梁川町	綱之上	S 52. 3. 1	上中原・下原	〃
梁川町	塩瀬	S 52. 12. 20	塩瀬	〃
梁川町	彦田	S 53. 6. 7	彦田	〃

○市内で利用可能な無線施設

1 警察庁

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
大月	大月警察署	0554-22-0110		県内
高速大月	山梨県警察高速道路交通警察隊大月分駐隊	0554-22-1181		県内

2 国土交通省

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
建設大月	甲府河川国道事務所大月出張所	0554-22-2411	6	関東地方

3 県防災行政無線

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
防災大月消防	大月市消防本部	0554-22-0119		県内
防災大月	大月市役所	0554-22-2111		県内

4 消防無線

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
消防大月	大月市消防本部	0554-22-0119	40	市内

5 東京電力

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
東電駒橋工務	東京電力リニューアブルパワー(株)駒橋制御所	055-215-5440	34	県内
東電大月	東京電力パワーグリッド(株)大月支社	055-215-5440	31	県内

○市有車両一覧（消防本部除く）

平常時 管理 する課	登録番号	年式	車種	車名	備考
秘書広 報課	山梨 300-ゆ-6460	R3	小型乗用	プリウスα	市長車
	山梨 580-さ-711	H21	軽乗用	ダイハツ ミラ	
総務管 理課	山梨 400-そ-565	H22	小型貨物	トヨタ プロボックス 4WD	
	山梨 400-そ-585	H22	小型貨物	マツダ ファミリアバン	
	山梨 501-さ-4427	H25	小型乗用	トヨタ カローラフィールダー	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 500-め-2698	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	
	山梨 530-す-6255	H23	小型乗用	ホンダ ステップワゴン	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 300-の-4320	H20	普通乗用	トヨタ ハイエースワゴン	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 580-ほ-7334	R1	軽乗用	ダイハツ ミラ	
	山梨 580-ほ-7335	R1	軽乗用	ダイハツ ミラ	
	山梨 480-す-4329	R2	軽貨物	ダイハツ ハイゼット トラック	
	山梨 301-す-1551	R6	普通乗用	プリウス PHEV	
	山梨 480-か-3461	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 400-せ-9210	H21	小型貨物	トヨタ プロボックス	
企画財 政課	山梨 50-て-7203	H14	軽乗用	スズキ MRワゴン	
税務課	山梨 580-み-2679	R2	軽乗用	ダイハツ ミラ	
市民課	山梨 480-か-3629	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ	
	山梨 480-せ-6974	R5	軽貨物	ダイハツ ハイゼットトラック	
子育て 健康課	山梨 40-め-5787	H14	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ (保健指導者)	
	山梨 580-よ-5255	R6	軽乗用	スズキ ワゴンR	
	山梨 580-そ-8695	H23	軽乗用	マツダ キャロル	
福祉介 護課	山梨 400-せ-9211	H21	小型貨物	トヨタ プロボックス	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 480-か-3631	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	
	山梨 580-さ-712	H21	軽乗用	ダイハツ ミラ	
	山梨 580-す-5334	H22	軽乗用	ダイハツ ミラ	
	山梨 480-け-3239	H27	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	

平常時 管理 する課	登録番号	年式	車種	車名	備考
	山梨 580-ね-4911	H28	軽乗用	マツダ キャロル	
産業観 光課	山梨 480-え-7284	H21	軽貨物	ダイハツ ハイゼット (軽トラ) 4WD	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 500-は-2795	H17	小型乗用	ホンダ HR-V	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 44-つ-359	H9	小型貨物	トヨタ タウンエース	
	山梨 480-え-7286	H21	軽貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	
	山梨 480-か-3630	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	
建設課	山梨 480-け-1702	H27	軽貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	
	山梨 500-め-2697	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	
	山梨 480-か-3462	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	
	山梨 483-さ-2015	H27	軽貨物	スズキ 軽トラ (ダンプ)	
	山梨 400-た-1114	H29	小型貨物	日野	緊急通行車両等 事前届出済
地域 整備課	山梨 480-あ-1081	H16	軽貨物	スズキ エブリイ	
	山梨 400-そ-584	H22	小型貨物	マツダ ファミリアバン	
	山梨 480-す-1650	R2	軽貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	
	山梨 480-せ-3838	R4	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ (軽トラ) 4WD	
	山梨 480-せ-9526	R5	軽貨物	スズキ スーパーキャ リートラック X 5MT 4WD	
	山梨 480-そ-5386	R6	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ デラックス	
まちづ くり 創生課	山梨 500-せ-2267	H12	小型乗用	トヨタ カリブ	
議会事 務局	山梨 300-ま-3918	H26	普通乗用	トヨタ カムリハイブリッド	議長車
教育委 員会	山梨 500-め-2699	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	
	山梨 480-か-3355	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ	緊急通行車両等 事前届出済
給食セ ンター	山梨 100-さ-9358	H19	普通貨物	イズズ エルフ	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 100-さ-9433	H19	普通貨物	イズズ エルフ	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 580-さ-713	H21	軽乗用	ダイハツ ミラ	

平常時 管理 する課	登録番号	年式	車種	車名	備考
	山梨 44-ち-2727	H8	小型貨物	トヨタ ハイエース	緊急通行車両等 事前届出済
図書館	山梨 580-さ-724	H21	軽乗用	マツダ AZワゴン	
郷土 資料館	山梨 580-さ-723	H21	軽乗用	マツダ AZワゴン	
総合 体育館	山梨 40-め-7978	H14	軽貨物	スズキ エブリィ	
短大 事務局	山梨 300-て-5209	H15	普通乗用	トヨタ プリウス	

○異常気象時における道路等通行規制

1 一般国道

路線名	管理事務所名	連絡先電話番号	区間	延長(km)	規制条件	危険内容	迂回路
国道20号	国土交通省 甲府河川国道事務所 大月出張所	0554-22-2411	上野原市四方津～大月市梁川町新倉	1.5	①連続雨量200mm ②連続雨量160mmかつ土砂災害警戒情報発表基準線(CL)を超過した場合	土砂崩落、落石	中央自動車道
〃	国土交通省 甲府河川国道事務所 大和出張所	0553-48-2514	大月市大月町真木～大月市初狩町下初狩	0.9	①連続雨量300mm ②連続雨量250mmかつ時間雨量60mm ③連続雨量240mmかつ土砂災害警戒情報発表基準線(CL)を超過した場合	土砂崩落、落石	中央自動車道

2 異常気象時における県営林道（生活関連・一般林道）通行規制基準

路線名	管理事務所名	連絡先電話番号	区間	延長(m)	規制条件			気象観測所
					時間雨量	連続雨量	震度	
真木小金沢(七保側)	富士・東部林務環境事務所	0554-45-7817	林道起点～大峠ゲート	17,258	10mm	50mm	4以上	山梨県雨量・水位情報 瀬戸
真木小金沢(真木側)	〃	〃	林道起点～大峠ゲート	9,781	〃	〃	〃	山梨県雨量・水位情報 浅利
奈良子	〃	〃	林道起点～林道終点	22,286	〃	〃	〃	山梨県雨量・水位情報 瀬戸
金山	〃	〃	林道起点～林道終点	3,093	〃	〃	〃	山梨県雨量・水位情報 浅利
遅能戸	〃	〃	林道起点～林道終点	3,314	〃	〃	〃	山梨県雨量・水位情報 浅利
黒野田(大月側)	〃	〃	林道起点～林道終点	11,414	〃	〃	〃	山梨県雨量・水位情報 笹子峠

3 JRの運行規制基準

災害種別	列車の運行規制内容							
強風	風速毎秒30メートル以上になったことを認めるときは、一時列車の運転を中止する。							
豪雨	以下の場合、運転を中止する。							
		未満		以上未満	以上未満		以上	
	連続雨量 mm	120	150	120～200	200～400		400	450
時雨量 mm	40	35	25	5	0	0	0	
地震	韮崎～新府間は、6カイン以上で列車の運転を中止する。 上記以外は、12カイン以上で列車の運転を中止する。 (参考) 6カイン=震度4相当 12カイン=震度4.5相当							

計測器設置箇所

計測機種別	計測器設置箇所
風速計	鳥沢駅 山梨市駅 韮崎駅
雨量計	四方津駅 鳥沢駅 大月保線技術センター 笹子駅 甲斐大和駅 塩山駅 塩崎駅 新府駅 日野春駅 小淵沢駅
地震計	大月保線技術センター 甲斐大和駅 甲府駅 小淵沢デポ

○飛行場外離着陸場等一覧

(令和7年4月1日現在)

1 場外離着陸場

1	大月市営総合グラウンド陸上競技場
2	初狩小学校グラウンド
3	笹子河川公園

2 緊急離着陸場

1	旧初狩小学校グラウンド	6	猿橋中学校グラウンド
2	大月東中学校グラウンド	7	鳥沢小学校グラウンド
3	大月東小学校グラウンド	8	旧富浜中学校グラウンド
4	旧大月西小学校グラウンド	9	旧梁川小学校グラウンド
5	猿橋小学校グラウンド		

○ヘリコプター主要発着場一覧

ヘリポート等の名称	所在地	管理者等	面積 (m ²)	形状(m)	消防署からの所要時間
笹子河川公園	大月市笹子町吉久保地内	市長	2,200	55×40	15分
大月市総合グラウンド	大月市七保町下和田 1000	市長	17,600	160×110	15分

○協定に基づくヘリポート

名称	所在地	電話番号	使用可能施設
大月カントリークラブ	大月市富浜町鳥沢 7084	0554-26-5559	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 ・離着陸の条件を満たすフェアウェー
花咲カントリー倶楽部	大月市大月町花咲 1872-1	0554-22-3145	

○自衛隊宿泊予定施設

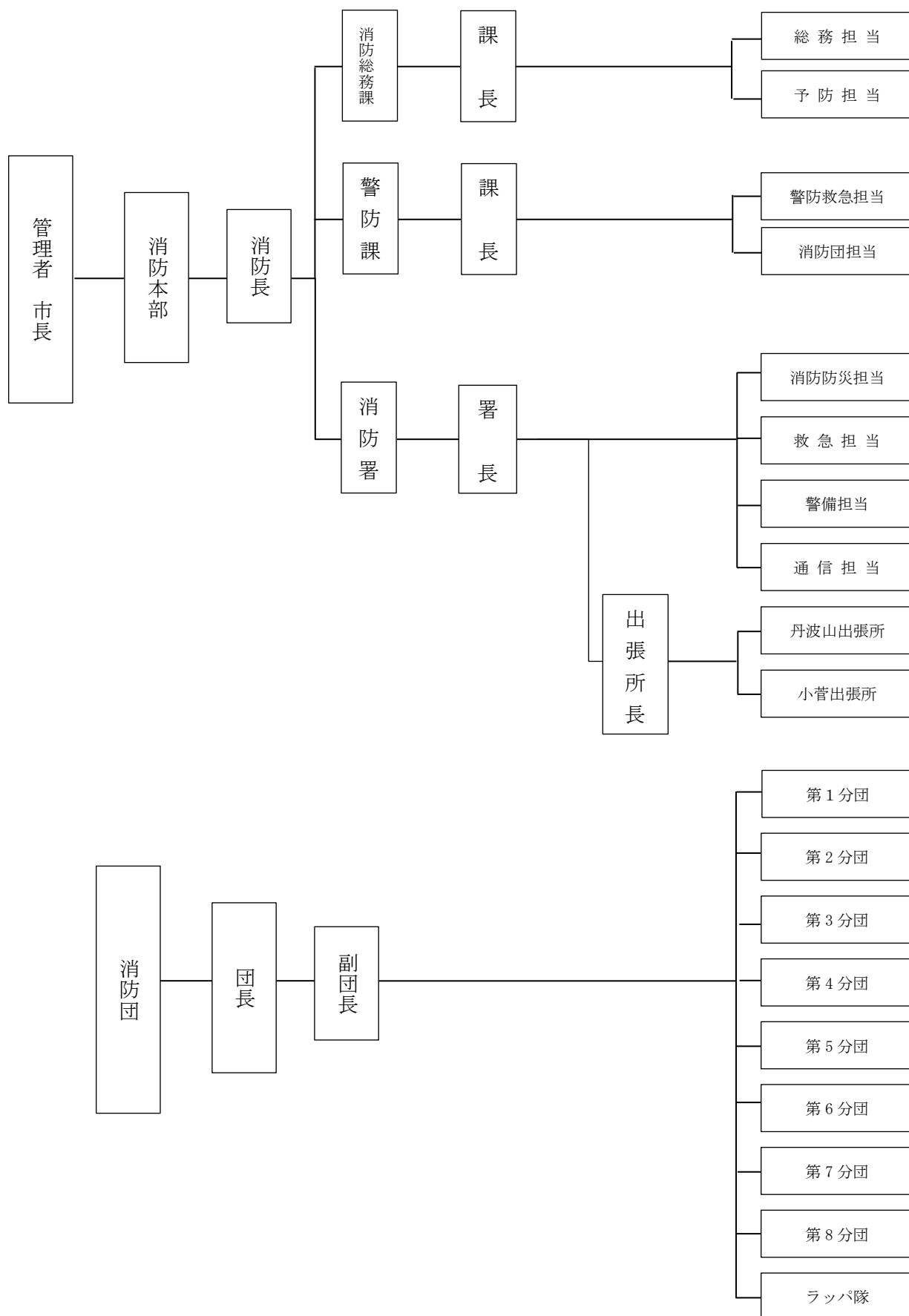
名称	所在地	宿泊可能人員	備考
初狩小学校体育館	大月市初狩町下初狩 1144	142	
大月東中学校体育館	大月市大月 2-15-11	231	
七保小学校体育館	大月市七保町葛野 2345	109	
猿橋中学校体育館	大月市猿橋町猿橋 567	190	
旧富浜中学校	大月市富浜町鳥沢 562	117	
都留高校体育館	大月市大月 2-11-20	275	

○地震発生に伴う広報文例

状 況	内 容
地震発生時	<p>ただ今、○○地方に大きな地震がありました。</p> <p>あわてて、外に飛び出すのは危険です。放送に従って落ち着いて行動してください。</p> <p>まず、火の始末をしてください。</p> <p>ガスやストーブなどの火は消してください。</p> <p>アイロンやコタツなど電気のスイッチは切ってください。</p> <p>火の始末はすみましたか。</p> <p>なお、今後の放送に十分注意してください。</p>
避難誘導	<p>ただ今、○○地方に大きな地震がありました。</p> <p>ただ今の地震により、○○地区で火災が発生しました。</p> <p>皆さん、回りの火の始末を至急確かめてください。</p> <p>○○○の指示に従って避難できるよう準備してください。</p> <p>○○地区の皆さん、至急○○小学校体育館に避難してください。</p> <p>避難する際は次の事に注意してください。</p> <p>荷物は必要最小限にしてください。</p> <p>車は使用しないでください。</p> <p>警察官やラジオで放送される交通規制に従ってください。</p>
被害状況	<p>○○地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。現在、地震のため、電気、水道、ガス、電話が各所で分断されています。</p> <p>○○地区の皆さんは、冷静に今後の放送を聞いてください。</p>
鎮 静	<p>ただ今、○○地方に大きな地震がありました。</p> <p>ゆれは、次第におさまってきています。</p> <p>○○の皆さんは、落ちついて行動してください。</p> <p>余震は、今後断発的に発生しますが、心配する必要はありません。今後の放送に十分注意してください。</p>

[消防・水防]

○消防組織一覽



○消防力の整備状況

	消防署	消 防 団							
		第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団
消防ポンプ車	2	0	0	1	1	0	2	3	0
屈折はしご付消防ポンプ車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
化学車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
救助工作車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
小型ポンプ積載車	1	6	4	10	7	12	7	2	4
指揮車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
査察車	2	-	-	-	-	-	-	-	-
原因調査車	1								
資機材搬送車	1								
広報車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
高規格救急車	2	-	-	-	-	-	-	-	-
救急車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
小型動力ポンプ	2	6	4	10	7	12	10	2	4

○防火水槽設置状況

種別		町別								合計
		笹子	初狩	大月	賑岡	七保	猿橋	富浜	梁川	
防火水槽	30m ³ 級	0	3	3	12	8	4	20	1	51
	40m ³ 級	24	26 (4)	50 (29)	28	59 (1)	43	28	22	280 (33)
	60m ³ 級	4 (4)	7 (3)	13 (13)	7 (6)	9 (9)	10 (9)	8 (6)	8 (5)	66 (55)
	100m ³ 級	2 (2)	4 (4)	9 (9)	5 (5)	2 (2)	8 (8)	11 (9)	0	41 (39)
	計	30 (6)	40 (11)	75 (51)	52 (11)	78 (12)	65 (20)	67 (17)	31 (5)	438 (127)

○飲料水兼用耐震性貯水槽

名 称	設 置 場 所	規 格 等
耐震性貯水槽飲料水兼用 60 立方型	猿橋町猿橋字真渡 1200- 1	60 t、鋼製縦円筒型

○消防防災施設等整備計画

年度	事業概要	数量	配置場所
17	100m ³ 耐震性貯水槽	1基	賑岡町ゆりヶ丘(公有地)
	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	大月町真木(公有地)
	消防ポンプ自動車(CD-1)	1台	第7分団第3部
18	100m ³ 耐震性貯水槽	1基	猿橋町伊良原(公有地)
	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	七保町下和田(公有地)
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第4分団4部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第5分団2部
19	100m ³ 耐震性貯水槽	1基	富浜町鳥沢(公有地)
	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	猿橋町幡野(公有地)
	40m ³ 耐震性貯水槽	1基	七保町駒宮(区有地)
	災害対応特殊救急自動車 (高度救命処置用資機材含む)	1台	大月市消防署
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第3分団2部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第3分団1部
20	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	笹子町原(公有地)
	60m ³ 耐震性貯水槽	1基	富浜町宮谷(正覚寺所有地)
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第5分団5部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	第5分団2部
21	大月市消防本部庁舎・車庫改修		大月市大月町花咲1698-19
	高規格救急車	1台	大月市消防本部大月市消防署
	消火栓設置	1基	大月市七保町下和田(大月市営総合グラウンド)
22	屈折はしご付消防ポンプ自動車	1台	大月市消防本部大月市消防署
23	救助工作車	1台	大月市消防本部大月市消防署
25	消防ポンプ自動車(CD-I)	1台	大月市消防本部大月市消防署
	小型動力ポンプ付積載車	1台	大月市消防団第3分団2部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	大月市消防団第5分団2部
	小型動力ポンプ付積載車	1台	大月市消防団第5分団6部

○消防資機材保有状況

種別	器具名	数量	種別	器具名	数量	
放水器具	ホース (40mm)	28		酸素濃度測定器	1	
	ホース (50mm)	223		ガス測定器	1	
	ホース (65mm)	150		マルチガスモーター	1	
	ウォーターカーテン	4	救急資器材	人工蘇生器	自動式	6
	フォグガン	7			手動式	11
	高発泡消火装置	4		患者監視装置	7	
	高発泡ノズル	4		イーバックチェア	1	
	低発泡ノズル	2		エルゴン	1	
保護機具	化学防護服	3		ショートボード	1	
	救助マット	3		ロングバッグボード一式	1	
	安全ネット	1		吸引器	1	
救助器具	救命網 (200・100・150m)	15		自動式心マッサージ器	3	
	感電防止衣	5		携帯用血中酸素飽和度測定器	8	
	救命索発射銃	4		輸液ポンプ	1	
	空気呼吸器	36	半自動式除細動機	8		
	空気呼吸器予備ボンベ	45	電子血圧計	6		
	耐熱服	6	噴霧消毒器	3		
	エンジンカッター	6	マジックギブス	6		
	大型油圧救助機具	1	その他機具	小型動力ポンプ	7	
	油圧式救助機具	5		軽量動力ポンプ	9	
	チェーンソー	3		背負い式散水器	59	
	ウインチ	4		山林火災用ポンプ	1	
	エアソー	3		ファイヤーファインダー	1	
	排煙送風機	1		ポケットナビ	7	
	ガス溶断機	3		船外機	2	
	エンジンライト	2		デジタルカメラ	6	
	投光器一式	10		携帯用風光風速計	1	
	万能斧	12		放射線測定器	1	
	チルホール	4		携帯用放射線測定器	5	
	ウェットスーツ	4	フルスケッドストレッチャー	1		
	救助ボード	ゴム製	2			
		アルミ製	1			
	救命胴衣	17				
	救命浮輪	7				
可燃性ガス測定器	1					
有毒ガス測定器	3					

○地区別危険物施設数

貯蔵所等の (区別)		数 量								
		笹子町	初狩町	大月町	賑岡町	七保町	猿橋町	富浜町	梁川町	合 計
貯蔵所	屋内貯蔵所	1	1	2	2		1	4		11
	屋外タンク貯蔵所	1		3			2	1		7
	屋内タンク貯蔵所			2				1		3
	地下タンク貯蔵所	4	2	11	1	5		6	1	30
	移動タンク貯蔵所	2	2	3		1	4	1		13
	屋外貯蔵所		1							1
取扱所	給油取扱所	1	1	5	1		2	2		12
	()内家用		1	2	1		2	1		7
	一般取扱所	1	2	5		2			1	12
	()内小口詰替			1		2				3
合 計		10	10	34	5	11	11	16	2	100

○高圧ガス関係事業所一覧

(令和7年3月31日現在)

第1種製造者				第2種製造者			LP	移動式			貯蔵所			特定消費			容器 検査所	容器 製造工場	合 計
一般 ガス	LP ガス	冷 凍 ガス	計	一般 ガス	LP ガス	計	販 売 所	一 般 ガ ス	LP ガ ス	計	一 般 ガ ス	LP ガ ス	計	一 般 ガ ス	LP ガ ス	計			
4	0	1	5	6	1	7	24	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	39

○水防区域分担

(令和7年4月1日現在)

水防団（消防団）		所管区域
団名	団員数	
大月市消防団第1分団	73	笹子川の笹子地区全域
大月市消防団第2分団	58	笹子川の初狩地区全域
大月市消防団第3分団	137	笹子川、相模川の大月地区全域
大月市消防団第4分団	102	相模川・葛野川の賑岡地区全域、浅利川の全域
大月市消防団第5分団	146	葛野川七保地区全域、浅利川・土室川全域
大月市消防団第6分団	91	小沢川全域、相模川猿橋地区全域
大月市消防団第7分団	61	相模川富浜地区全域
大月市消防団第8分団	47	相模川梁川地区全域
大月市消防団本団	4	市内全域

○甲府地方気象台観測施設（市内設置）

1 気象観測施設

種類	観測所名	気温	降水量	風	湿度	積雪	その他	所在地
地域気象観測所	大月	○	○	○	○			大月市大月

2 地震・震度観測施設

種類	震度発表名称	観測種目		所在地
		地震	震度	
震度観測施設	大月市大月		●	大月市大月

観測種目： ● 衛星送信設備有り

○雨量観測所及び水位観測所

1 雨量観測所

(1) 県所管観測所

管理者名	観測所名	位 置
富士・東部建設事務所	突坂峠	猿橋町朝日小沢 2877
〃	富士・東部建設事務所	大月花咲 1608-3
〃	瀬戸	七保町瀬戸 3064-1
〃	浅利	賑岡町奥山 1020-1
〃	山谷	富浜町鳥沢 5907-3
〃	中初狩	初狩町中初狩 3274-2
〃	笹子峠	笹子町黒野田字笹子 1924-1

(2) 県管理以外の観測所

河川名	観測所名	位 置	所管官庁名	備考
笹子川	笹子雨量観測所	笹子町	大月保線技術センター	自記
〃	初狩	初狩町下初狩	甲府河川国道事務所	
桂 川	大月雨量観測所	大月一丁目	大月保線技術センター	〃
〃	鳥沢駅雨量観測所	市富浜町鳥沢	大月保線技術センター	〃
〃	梁川	梁川町新倉	甲府河川国道事務所	
相模川	姥子	七保町奈良子	相模川水系ダム管理事務所	

2 水位観測所

(1) 県所管観測所

河川名	観測所名	位 置	管理者名	水位 (単位: m)			
				水防団待機	氾濫注意水位	避難判断	氾濫危険
笹子川	笹子川花咲	大月市大月花咲 1608-3	富士・東部建設事務所	1.30	2.30	-	-
相模川	桂川強瀬	大月市賑岡町強瀬 682 番地先	〃	1.60	2.80	3.60	4.20
葛野川	葛野川畑倉	大月市賑岡町畑倉 2246-2	〃	1.30	2.30	-	-

(2) 県所管観測所（危機管理型水位計）

河川名	観測所名	位 置	管理者名	水位（単位：m）		
				観測開始	危険水位	氾濫開始
笹子川	矢下橋	初狩町中初狩	山梨県	-2.1	-1.2	0
葛野川	宮古橋	賑岡町岩殿	〃	-1.7	-0.9	0
浅利川	和出橋	賑岡町浅利	〃	-1.7	-1.0	0
桂川	曙橋	猿橋町藤崎	〃	-3.6	-2.0	0

(3) 県管理以外の観測所

河川名	観測所名	位 置	管理者名	水位（単位：m）			
				水防団待機	氾濫注意 水位	避難判断	氾濫危険
相模川	大月	大月市猿橋町 猿橋	相模川水系ダ ム管理事務所	-	-	-	-

〔避難・備蓄〕

○避難場所と避難所一覧

1 指定緊急避難場所、指定避難所

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等	避難場所			避難所		
				水害	土砂災害	地震	水害	土砂災害	地震
1	笹子	旧笹子小学校	白野、原、吉久保、阿弥陀海	×	○	○	×	○	×
2		笹子公民館	黒野田、追分	○	○	○	○	○	○
3	初狩	旧初狩小学校	藤沢、側子、神戸、立河原、丸田	○	○	○	○	○	△
4		初狩小学校	下初狩1・2	○	○	○	○	○	○
5	大月	間明野集会所	間明野、桑西、恵能野	○	○	○	○	○	○
6		旧大月西小学校	前沢、久保、青木原、小佐野1・2、下原、沢中、上真木上・下	○	○	○	○	○	○
7		総合福祉センター	上花咲、下花咲1・2、富士見台	○	○	○	○	○	○
8		大月東中学校	大月2・3丁目、美堂、美堂団地、花咲団地	○	○	○	○	○	○
9		大月東小学校	大月1・2丁目、沢井、富士見台	○	○	○	○	○	○
10		大月短期大学	駒橋1・2・3丁目、御太刀1丁目	○	○	○	○	○	○
11	大月市民会館	御太刀2丁目	○	○	○	○	○	○	
12	賑岡	(社福)山の都福祉会 旧浅利小学校	浅利、浅利住宅、西奥山	○	×	○	-	-	-
13		旧強瀬小学校	強瀬、岩殿、神倉、石動団地、ゆりヶ丘	○	×	○	○	×	△
14		賑岡公民館	下畑倉、上畑倉、日影、東奥山、畑倉住宅	○	×	○	○	×	○
15	七保	七保公民館下和田分館	下和田1・2・3・4・5、行原	○	○	○	○	○	○
16		七保小学校	大島、葛野1・2・3、田無瀬、瀬戸1	○	○	○	○	○	○
17		旧奈良子保育所	奈良子1・2、林	○	×	○	○	×	×
18		七保公民館浅川分館	浅川1・2、下浅川	○	×	○	○	×	×
19		旧瀬戸小学校	瀬戸2・3・4、駒宮	○	○	○	○	○	×
20		旧上和田小学校	上和田、小金沢	○	○	○	○	○	○
21	猿橋	猿橋公民館藤崎分館	津成、太田	○	○	○	○	○	○
22		猿橋公民館小沢分館	小沢、朝日小沢、幡野、田中	○	×	○	○	×	×
23		猿橋小学校	小田、小倉、梨木、伊良原、四季の丘、天神森	○	○	○	○	○	○
24		猿橋中学校	寿町、小柳町、アツクメ、東町、霞町、仲町1・2、横町	△	○	○	△	○	○
25		猿橋公民館殿上分館	殿上1・2・3・4・5・6、川隣	×	×	○	×	×	○
26		猿橋公民館桂台分館	桂台1・2・3丁目	○	×	○	○	×	○
27	富浜	鳥沢小学校	山谷、中野、堀の内、坂尻、下鳥沢中組、下鳥沢宮下組、上鳥沢東組、上鳥沢中組、上鳥沢西組、寺向、峰沢、大久保、遠山、泉宮団地、小篠、下畑	○	○	○	○	○	○
28		旧富浜中学校	小向、袴着、横吹、鳥沢駅南、久保	○	○	○	○	○	△
29		旧宮谷小学校	宮谷上組、宮谷中組、宮谷下組、宮谷新道	○	×	○	○	×	△
30	梁川	(学法)自然学園高等学校 (旧梁川小学校)	原、新倉、清水大保呂、金畑・中野、塩瀬、斧窪、彦田、西村・網本、立野	○	○	○	○	○	○
31		旧梁川中学校		○	○	○	-	-	-

※水害の欄の△は施設の一部が水害の影響を受ける想定範囲であるため、個別ケースに応じた総合的な判断により使用。
 ※地震の欄の△は一部施設が耐震基準を満たすもので個別ケースに応じた総合的な判断により使用。
 ※土砂災害対応はイエローゾーン内の非木造2階以上の建物と小中学校体育館を使用とする。

2 地区避難所

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
1-1	笹子町	笹子公民館白野分館	白野
1-2		旧笹子保育園	白野
1-3		笹子公民館原分館	原
1-4		笹子公民館吉久保分館	吉久保
1-5		笹子公民館阿弥陀海分館	阿弥陀海
1-6		笹子公民館（西部ふれあいセンター）	黒野田、阿弥陀海
1-7		笹子公民館黒野田分館	黒野田
1-8		普明院	黒野田
1-9		笹子公民館追分分館 （生活改善センター）	追分
1-10		奥野稲村神社	追分
1-11		追分ふれあいセンター	追分
笹子町計 11箇所			
2-1	初狩町	法雲寺	下初狩1（日向）
2-2		自徳寺	下初狩1（日向を除く）、下初狩2
2-3		下初狩集会所	下初狩1（日向を除く）、下初狩2
2-4		初狩公民館藤沢分館	藤沢
2-5		初狩保育所	側子
2-6		初狩公民館 （西部農村環境改善センター）	側子、丸田
2-7		初狩公民館側子分館	側子
2-8		初狩公民館神戸分館	神戸
2-9		初狩公民館立河原分館	立河原
初狩町計 9箇所			
3-1	大月	桑西コミュニティ施設	桑西
3-2		真木公民館間明野分館	間明野、恵能野
3-3		福正寺	上真木上
3-4		真木公民館上真木分館	上真木上
3-5		上真木下組集会所	上真木下
3-6		真木公民館	上真木下、下原
3-7		沢中つどいの家	沢中
3-8		小佐野第2集会所	小佐野2
3-9		真木公民館下真木分館	小佐野1
3-10		久保・青木原つどいの家	久保、青木原

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
3-11	大月	前沢地区集会施設	前沢
3-12		善福寺	前沢
3-13		大月公民館上花咲分館	上花咲
3-14		西方寺	上花咲
3-15		総合福祉センター	上花咲、下花咲1・2
3-16		大月公民館富士見台分館	富士見台
3-17		大月東中学校	大月2・3丁目、美堂、美堂団地、花咲団地
3-18		大月東小学校	大月1・2丁目、沢井
3-19		大月市民会館	御太刀2丁目
3-20		大月短期大学	駒橋1丁目、御太刀1丁目
3-21		三島神社	駒橋1丁目
3-22		大月公民館駒橋分館	駒橋2・3丁目
3-23		大月公民館沢井分館	沢井
3-24		無辺寺	大月2丁目
3-25		大月公民館大月分館	大月1・2丁目
	大月計 25箇所		
4-1	賑岡町	浄照寺	西奥山
4-2		賑岡公民館西奥山分館	西奥山
4-3		山の都福祉会	浅利
4-4		賑岡公民館浅利分館	浅利
4-5		市営浅利団地集会所	浅利住宅
4-6		賑岡公民館強瀬分館	強瀬、賑岡町川隣
4-7		全福寺	強瀬
4-8		安楽寺	強瀬
4-9		市営石動団地集会所	石動団地
4-10		賑岡公民館岩殿分館	岩殿
4-11		賑岡公民館ゆりヶ丘分館	ゆりヶ丘
4-12		賑岡公民館神倉分館	神倉
4-13		賑岡公民館下畑倉分館	下畑倉
4-14		法幢寺	上畑倉
4-15		賑岡公民館上畑倉分館	上畑倉、畑倉住宅
4-16		賑岡公民館日影分館	日影
4-17		賑岡公民館東奥山分館	東奥山

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
4-18		東光寺	小和田
賑岡町計 18箇所			
5-1	七保町	下和田コミュニティセンター	下和田1、下和田2、
5-2		七保公民館下和田分館	下和田3、下和田4、下和田5、下和田6、 猿橋町行原
5-3		花井寺	下和田3、下和田4
5-4		七保公民館大島分館	大島
5-5		葛野多目的集会施設	葛野2
5-6		福泉寺	葛野1
5-7		旧ふたば保育園	葛野3
5-8		七保公民館	田無瀬
5-9		七保公民館林分館	林
5-10		七保公民館奈良子分館	奈良子1、奈良子2
5-11		金龍寺	瀬戸1
5-12		瀬戸公民館	瀬戸2
5-13		瀬戸公民館仲組分館	瀬戸3、瀬戸4
5-14		旧上和田小学校	上和田、小金沢
5-15		竹の向集会所	小金沢
5-16		瀬戸公民館駒宮分館	駒宮
5-17		浅川集会所	浅川1、浅川2、下浅川
七保町計 17箇所			
6-1	猿橋町	津成つどいの家	津成
6-2		猿橋公民館藤崎分館	太田
6-3		猿橋公民館久保分館	久保
6-4		猿橋公民館小田分館	小田
6-5		妙楽寺	小田
6-6		福泉寺	岡
6-7		市営恋路団地集会所	恋路団地
6-8		猿橋公民館朝日小沢分館	朝日小沢
6-9		猿橋公民館小沢分館	小沢
6-10		猿橋公民館幡野分館	幡野
6-11		猿橋公民館田中分館	田中
6-12		照光院	田中
6-13		猿橋公民館小倉分館	小倉

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
6-14	猿橋町	市営梨木住宅集会所	梨木
6-15		霞町自治会館	霞町
6-16		アツクメ団地集会所	アツクメ団地
6-17		小柳自治会館	小柳町
6-18		郷土資料館	小柳町、寿町
6-19		猿橋幼稚園	寿町
6-20		猿橋公民館	東町、仲町、横町
6-21		伊良原集会所	伊良原
6-22		猿橋公民館四季の丘分館	四季の丘
6-23		猿橋小学校	天神森、伊良原
6-24		猿橋公民館殿上分館	殿上1、殿上2、殿上3、殿上4、殿上5、殿上6
6-25		円行寺	殿上
6-26		猿橋公民館桂台分館	桂台1丁目、桂台2丁目、桂台3丁目
6-27		富浜公民館小篠分館	小篠
	猿 橋 町 計 26 箇所		
7-1	富浜町	富浜公民館山谷分館	山谷
7-2		中野集会所	中野
7-3		堀ノ内つどいの家	堀之内、遠山、県営団地
7-4		富浜公民館小向袴着分館	小向、袴着
7-5		円福寺	寺向
7-6		富浜公民館峰沢分館	峰沢
7-7		富浜公民館大久保分館	大久保
7-8		富浜公民館	上鳥沢中組
7-9		鳥沢小学校	下鳥沢中組、下鳥沢宮下組、上鳥沢東組、上鳥沢中組、上鳥沢西組、坂尻
7-10		横吹団地集会所	横吹
7-11		総合体育館	鳥沢駅南
7-12		正覚寺	宮谷上組
7-13		宝全寺	宮谷上組
7-14		宮谷深城組集会所（宮谷西集会所）	宮谷上組
7-15		旧宮谷小学校	宮谷中組
7-16		宮谷集会所	宮谷下組、宮谷新道
	富 浜 町 計 16 箇所		
8-1	梁川町	梁川公民館	斧窪、彦田、西村・綱本、殿畑、仲間沢

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等
8-2		梁川公民館原分館	原
8-3		梁川公民館新倉分館	新倉
8-4		塩瀬つどいの家	塩瀬
8-5		金畑・中野つどいの家	金畑・中野
8-6		清水大保呂つどいの家	清水大保呂
8-7		立野多目的共同利用施設	立野
8-8		富浜公民館下畑分館	下畑
		梁川町計 8箇所	
	合計 130箇所		

○指定福祉避難所一覧

施設名	所在地	電話番号
総合福祉センター	大月市大月町花咲 10	23-2001
デイサービスセンター「やまゆり」	大月市富浜町宮谷 1518-1	20-1130

○協定避難所一覧

施設名	所在地	電話番号
創価学会大月池田文化会館	大月町花咲 301	
山の都福祉会	賑岡町浅利 1108-1	
山陽精工株式会社 医療機器下和田工場	七保町下和田 1150	
山梨県やまびこ支援学校	猿橋町桂台 3-31-1	23-1943
URガーデンテラス	猿橋町桂台 1-136-2	

○協定福祉避難所一覧

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 志仁也	初狩町下初狩 4146-10	20-2552
地域密着型特別養護老人ホーム 山美家	初狩町中初狩 3274-45	20-2550
特別養護老人ホーム 大月富士見苑	大月町真木 4660	23-0294
サンコート大月	賑岡町浅利 1108-1	23-1165
サンコート大月 サテライト	賑岡町浅利 1108-1	23-1165
デイサービスセンター 福祉工房	賑岡町奥山 1833	21-5335
セントケア大月榮町	大月市大月 2-3-8	21-2081

介護老人保健施設 ももくら	七保町下和田 2132-1	20-1111
デイサービス事業所 ゆうゆう	七保町下和田 1521-5	56-7110
デイサービスセンター ハッピーサークル	七保町葛野 1574-2	22-2770
令和にこにこ園	猿橋町殿上 308	22-2525
まいほーむさるはし	猿橋町殿上 552-5	22-2811
グループホーム ラシック桂台	猿橋町桂台 1-99	56-8739
デイサービスセンター やまゆり	富浜町宮谷 1518-1	20-1130
就労継続支援事業所 めばえ	大月町真木 4680-2	68-3270
社会福祉法人山梨県社会福祉事業団障害者支援施設 もえぎ寮	富浜町宮谷 1510-3	23-2707
スカイコート大月	賑岡町浅利 1108-1	23-5551
大月市総合福祉センター	大月町花咲 10	23-2001

○食料等備蓄の状況

1 食料品・飲料水

(令和7年12月1日 現在)

アルファーマ	乾パン・クッキー	パン	飲料水 (ボトル等)
8,362	7,727 食	720 食	13,920 リットル

2 生活必需品

毛布	トイレトペーパー	救急医療セット	簡易トイレ
1,600 枚	6,160 個	16 セット	96 基

3 資機材

発電機	投光機	投光器・蓄電池セット	濾水機	浄水器
32 台	32 台	16 台	16 台	16 台
炊飯装置	給水袋	エアータント	エアーマット	
16 台	1,600 袋	8 台	1,100 個	

○水防倉庫一覧

1 市所管

河川名	倉庫名	面積 (m ²)	所在地	資材					器具			
				丸太	空俵	縄	蛇籠	鉄線	ジスツヨコルウツハレプシン	鎌、鉋、鋸	ペカッター	照明具
笹子川	白野水防倉庫	30.0	笹子町白野	0	1,043	1	20	150	28	15	0	-
葛野川	葛野水防倉庫	33.0	賑岡町岩殿	44	1,000	-	57	350	13	13	0	-
笹子川 桂川	本部水防倉庫	48.0	大月町花咲 1608-19	-	8,300	0	-	915	117	119	17	43

2 県所管

河川名	倉庫名	面積 (m ²)	所在地	資材					器具			
				丸太	空俵	縄	蛇籠	鉄線	ジスツヨコルウツハレプシン	鎌、鉋、鋸	ペカッター	照明具
富士・東部 建設事務所 管内各河川	富士・東部 建設事務所 大月水防倉庫	115.0	大月町花咲 1608-3	-	13,800	42	150	26	29	360	0	5
”	富士・東部 建設事務所 笹子水防倉庫	325.0	笹子町黒 野田 783	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○市備蓄倉庫

(1) 設置状況

番号	対象地区	設置場所	鍵 所 有 者				
1	笹子町	旧笹子小学校	笹子出張所	阿弥陀海 防災会	第1分団 第2部		市職員
2	初狩町	旧初狩小学校	初狩出張所	初狩小学校	側子防災会 側子1区	第2分団 第2部	市職員
3	真木	旧大月西小学校	大月西 小学校	真木 公民館	第3分団 第3部	第3分団 第4部 (上真木支部)	市職員
			上真木区	下真木区			
4	花咲	総合福祉センター	総合福祉 センター	上花咲区	第3分団 第2部 (上花咲支部)	第3分団 第2部 (下花咲支部)	市職員
			下花咲区	富士見台区			
5	大月	大月東小学校	大月東 小学校	御太刀区	第3分団 第1部 (御太刀支部)	第3分団 第1部 (大月支部)	第3分団 第1部 (沢井支部)
			大月区	沢井防災会			
6	浅利	市営浅利団地	浅利住宅 防災会	浅利防災会	第4分団 第1部	第4分団 第8部	市職員
			西奥山 防災会				
7	畑倉	賑岡公民館	上畑倉 防災会	第4分団 第4部	第4分団 第5部		市職員
8	七保	七保小学校	七保出張所	七保小学校	葛野2	第5分団 第1部	市職員
			七保出張所	瀬戸2	瀬戸3 防災会	第5分団 第5部	市職員
9	瀬戸	旧瀬戸小学校	第5分団 第8部				
10	下和田 宮谷	総合グラウンド	下和田区	宮谷防災会	第5分団 第3部	市職員	第7分団 第4部
11	小沢	猿橋公民館 小沢分館	猿橋出張所	小沢分館	小沢防災会	朝日小沢 防災会	市職員
			第6分団 第3部				
12	猿橋東	市営恋路団地	猿橋出張所	四季の丘 防災会	恋路団地 防災会	伊良原 防災会	市職員
			小田防災会	第6分団 第4部			
13	猿橋西	アツクメ団地	猿橋出張所	郷土資料館	アツクメ 防災会	第6分団 第1部	市職員
14	富浜町	富浜公民館	富浜出張所	鳥沢小学校	上鳥沢東組 防災会	第7分団 第1部	市職員
			第7分団 第2部				
15	梁川町	旧梁川小学校	梁川出張所	梁川小学校	下原防災会	第8分団 第1部	市職員

注（区長・市政協力委員長が防災会長を兼務している場合がある。）

(2) 備蓄状況（1 防災倉庫当たり）

名 称	数 量	名 称	数 量
携帯用無線通信機	2 台	簡易トイレ（段ボール型）	
ハンドマイク	1 台	炊飯装置	1 セット
発電機	2 台	リヤカー	1 台
投光機	2 台	乾パン	300 食
投光器・蓄電池セット	1 台	パン	108 食
コードリール	2 個	ライスクッキー	48 食
担架	1 台	アルファ米	500 食
ろ水機	1 台	災害用飲料水	600 本
浄水器（ポリタンク型）	1 台	災害用飲料水袋	100 枚
救急医療セット	1 セット	土嚢袋	400 枚
毛布	100 枚	トイレットペーパー	若 干
簡易ベッド	2 台	タオル	若 干
簡易トイレ	4 台	エアーテント※	1 個
簡易トイレ（自動ラップ式）	2 台	エアーマット	40 個

※笹子・初狩・大月・下和田/宮谷・七保・猿橋東・富浜・梁川のみ

注) 大月地区倉庫は2箇所分

注) 乾パン、パン、ライスクッキー、アルファ米、災害用飲料水については、品目や数量の見直ししているため、倉庫によって、違いがある

○自主防災倉庫

1 倉庫あたりの備蓄状況

名 称	数 量	名 称	数 量
メガホン	1 台	一輪車	1 台
バール（大）	2 本	担架（簡易式）	1 台
ハンマー（大）	1 個	テント	1 式
スコップ（剣）	2 個	鍋	1 個
万能オノ	1 個	釜	1 個
番線カッター	1 個	コードリール	2 個
つるはし	1 個	投光機	2 台
三連はしご	1 台	工具収納箱	1 台

※ 内訳は防災会により相違することがある

[文化財]

○文化財一覧

1 国登録文化財

名称	所在地	概要	管理者等
笹子隧道	大月市～大和村	笹子峠	山梨県
旧今井医院	中初狩 221	大正初期の洋風建築	個人

2 国指定文化財

名称	所在地	概要	管理者等
星野家住宅	大月町花咲	旧甲州街道下花咲宿の本陣	個人
猿橋	猿橋町猿橋	橋と峡谷が一体となった名勝地	大月市
八ツ沢発電所一号水路橋	大月市～上野原市	大容量、長距離送電を担った日本で最初期の発電施設	東京電力(株)

3 県指定文化財

名称	所在地	概要	管理者等
笹子峠の矢立のスギ	笹子町黒野田	根回り 14.8m、樹高約 28m	山梨県
追分の人形芝居	笹子町黒野田	18 世紀中ごろから伝わる人形芝居	追分人形芝居保存会
法雲寺弥陀三尊迅来迎板碑	初狩町下初狩	線刻の迅来迎板碑	法雲寺
紙本墨書洒落堂記	大月一丁目 15	元禄 3 年、松尾芭蕉筆	個人
岩殿城跡	賑岡町強瀬字西山	戦国期の砦跡・富嶽十二景・8 番	山梨県・大月市
木造七社権現立像	賑岡町岩殿	16 世紀頃の作。桧の一木造り。高さ 115cm	真藏院
宝鏡寺薬師堂	七保町林	16 世紀頃の建造	個人
紙本墨書大般若経	七保町下和田	折り本仕立、現存 502 卷	花井寺
元近の太刀	富浜町鳥沢	刃長 78cm	福地八幡神社
元近の太刀	七保町葛野	刃長 76cm	御嶽神社

4 市指定文化財

名称	所在地	概要	管理者等
紙本淡彩観音十六羅漢図	笹子町白野	延享 4 年、白隠作	宝林寺
藤沢の大スギ	初狩町下初狩	根回り 11.45m、樹高約 45m	子神社
紙本墨画出山釈迦像	初狩町下初狩	延享 2 年、(伝) 白隠作	自徳寺
聖護院道興歌碑	初狩町下初狩	文明 19 年、この地で聖護院道興が詠んだ歌	下初狩第 1 区
無辺寺のトチノキ	大月二丁目	根元の周囲 4.5m	無辺寺
火縄銃 銘 國安	駒橋二丁目 1	鳥沢出身國安作の火縄銃	個人
星野家文書	大月町花咲	17 世紀中頃から 19 世紀末の古文書約 3000 点	個人
一里塚跡	大月町花咲	甲州街道に設けられた一里塚の一つ	下花咲区
下真木諏訪神社本殿	大月町真木	一間社流造り	諏訪神社

間明野のエノキ	大月町真木	根元の周囲 4.32m、樹高約 12m	金山神社
浅利の千本マツ	賑岡町浅利	根回り 2.80m、樹高約 13m	浅利区
子の神古墳	賑岡町強瀬	7 世紀後半の古墳	強瀬区
摺本大般若波羅密多經	賑岡町岩殿	14 世紀に摺られた、現存 535 卷	岩殿区
円通寺跡	賑岡町岩殿	10 世紀初頭の建立と伝えられる (廃寺)	岩殿区
浅川の不動尊像	七保町浅川	享禄 5 年、桧の寄木造り。高さ 52cm	個人
寛城のカエデ	七保町林	根回り 3.30m、樹高約 10m	個人
木造薬師如来立像	七保町林	中世末頃、桧の一木造り。高さ 116cm	個人
宝鏡寺十二神将立像 (12 軀)	七保町林	薬師如来を守る 12 体の神将像	個人
宝鏡寺木造馬頭観音立像	七保町林	木造の馬頭観音像	個人
宝鏡寺仁王門	七保町林	市内唯一の仁王門	個人
宝鏡寺仁王像	七保町林	仁王門内の仁王像	個人
小和田のサクラ	七保町林	根回り 6.95m、樹高約 15m	個人
火縄銃 銘 國安	七保町葛野	鳥沢出身國安作の火縄銃	個人
火縄銃 銘 國安	駒橋	鳥沢出身國安作の火縄銃	個人
森武七墓碑	七保町下和田	天保騒動の中心人物、森武七の墓 碑	大月市
森武七墓所	七保町下和田	天保騒動の中心人物、森武七の墓 跡	大月市
絹本着色釈迦三尊十六善神像	七保町下和田	紙本墨書大般若經と共にあった掛 け軸	個人
殿上三島神社薬師如来鏡像	猿橋町殿上	鑄造の懸け鏡	殿上三嶋神社
刀 銘 安綱	猿橋町猿橋	刃長 61cm	出世大神宮
紙本墨書猿橋五奇	猿橋町猿橋	猿橋の五珍奇。宝永 3 年、荻生徂 徠書	個人
宮谷金山古墳出土品	猿橋町猿橋	宮谷金山古墳出土の矢じりなど	郷土資料館
小篠のイトヒバ	猿橋町小篠	根元の周囲 4.40m、樹高約 18m	個人
大倉山諏訪神社本殿	猿橋町朝日小沢	一間社流造り	朝日小沢区
宮谷白山遺跡	富浜町宮谷	縄文時代中期の竪穴住居跡	大月市
鎌田氏館跡	富浜町鳥沢	和田合戦の功者。鎌田兵衛尉の屋 敷跡	諏訪神社
堀の内の大ケヤキ	富浜町鳥沢	根回り 19.00m、樹高約 25m	諏訪神社
鳥沢のコノテガシワ	富浜町鳥沢	根元の周囲 1.90m	鳥沢小学校
火縄銃 銘 國久	富浜町鳥沢	國安の弟子作の火縄銃	個人

[様式]

○水防関係様式

様式 1-1

水防活動報告書様式 1

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m		雨量 mm							
水防実施箇所	川 左岸 地先 m		右岸							
日時	自 月 日 時		至 月 日 時							
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇所 m		工法							
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家戸 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する自己批判備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式 2

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日)

〇概要
 〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

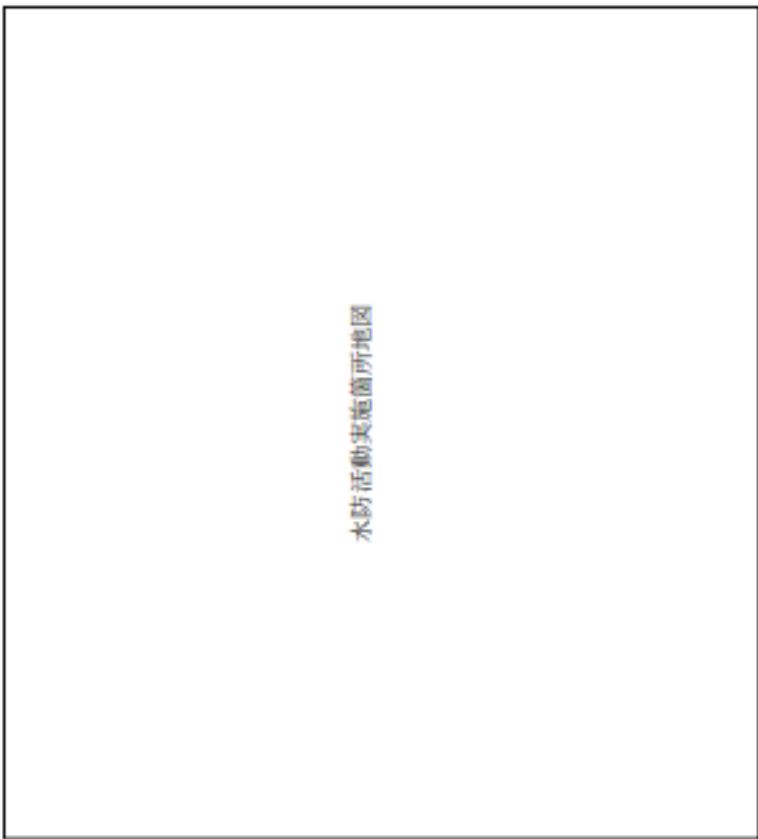
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約 1 2 時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (〇袋) ・避難誘導 (〇世帯) ・排水作業 (〇件)

〇〇川左岸堤防巡視

〇〇川左岸積み土のう工

〇〇川右岸月の輸工法

〇〇地区の浸水状況



水防活動実施箇所地図

様式 2

公 用 負 担 命 令 権 限 証		
〇〇水防団	〇〇部長	
氏名	〇〇	〇〇〇
上の者に 区域に於ける水防法第 28 条第 1 項の権限を委任した事を証明する。		
年	月	日
大月市水防管理者 大月市長		印

様式 3

第 号	公 用 負 担 命 令 書		
種類	員数		
使用	収用	処分	
年	月	日	
大月市水防管理者 大月市長 事務取扱者			印 印
〇〇 〇〇殿			

様式 4

身 分 証 明 書		
		身分・所属 氏 名
上の者は であることを証明する。		
年	月	日
大月市水防管理者 大月市長		印

○参集途上で見かけた被害状況報告書

整理番号

■報告者氏名

■災害対策班名

班

■参集報告

○参集日時

年 月 日 時 分

■見聞情報（参集時に見聞きした情報）

- 自宅付近の状況
- 道路の状況
- 建物被害の状況
- 救助者の有無
- 火災の発生状況
- その他気づいたこと

火災や人命に関わる場合は、直接担当班に
連絡する

■地図・略図

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

○富士・東部地域県民センターへの報告様式（様式3-4-2, -5, -6）

（様式3-4-2）

富士・東部地域管内 市町村被害状況票		市町村名	
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民セ ンター)		受信者 (地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
1 人的被害	死者	重傷	軽傷 行方不明
2 物的被害	全壊 世帯 棟 人	半壊 世帯 棟 人	一部破損 世帯 棟 人
	床上浸水 世帯 棟 人	床下浸水 世帯 棟 人	非住家床上 世帯 棟 人 非住家床下 世帯 棟 人
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼 火災発生件数
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 応急対策			
20 その他			
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他		
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)			
連絡先(住所等)		電話	担当者
22 避難状況	①避難準備情報 ②避難勧告 ③避難指示 ④自主		
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯 人
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯 人
送付先	①総合調整班 ②情報収集班 ③通信班 ④報道班 ⑤県民相談班 ⑥物資調達班 ⑦避難・輸送班 ⑧建築物・廃棄物対策班⑨その他(部 課)		受信者 日 時 氏名 令和 年 月 日 時 分

※ 市町村→地方連絡本部(富士・東部地域県民センター)→災害対策本部情報収集班

富士・東部地域管内 市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名	
集計時点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設置	令和 年 月 日 時 分	
	解散	令和 年 月 日 時 分	
	設置場所	電話	FAX
職員参集状況	人		

※ 市町村 → 富士・東部地域県民センター（集計） → 災害対策本部情報収集班

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第3号）

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害			
災 害 名	・	確 定 年 月 日	月	日	時	確 定			
報 告 者 名									
区 分		被 害							
人 的 被 害	死 者	人			そ の 他	田	流失・埋没	ha	
		うち 災害関連死者	人			冠 水	ha		
		行方不明者	人			畑	流失・埋没	ha	
	負 傷 者	重 傷	人			冠 水	ha		
		軽 傷	人			学 校	箇所		
						病 院	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟			道 路	箇所			
		世帯			橋 り よ う	箇所			
		人			河 川	箇所			
	半 壊	棟			港 湾	箇所			
		世帯			砂 防	箇所			
		人			清 掃 施 設	箇所			
	一 部 破 損	棟			崖 く ず れ	箇所			
		世帯			鉄 道 不 通	箇所			
		人			被 害 船 舶	隻			
	床 上 浸 水	棟			水 道	戸			
		世帯			電 話	回 線			
		人			電 気	戸			
床 下 浸 水	棟			ガ ス	戸				
	世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
	人								
非 住 家	公 共 建 物	棟			火 災 発 生	建 物	件		
		世帯				危 険 物	件		
		人				そ の 他	件		
					り 災 世 帯 数	世 帯			
					り 災 者 数	人			

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 部	名 称					
公 立 文 教 施 設	千 円		都 道 府 県 災 害 部	設 置	月	日 時			
農 林 水 産 業 施 設	千 円			解 散	月	日 時			
公 共 土 木 施 設	千 円			災 害 對 策 市 町 村 本 部 名					
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円								
小 計	千 円								
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体		計					団 体	
そ の 他	農 産 被 害	千 円						災 害 對 策 市 町 村 本 部 名	
	林 産 被 害	千 円							
	畜 産 被 害	千 円		災 害 對 策 市 町 村 本 部 名					
	水 産 被 害	千 円							
	商 工 被 害	千 円							
							計		
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数				人		
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人					
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）								

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円							
その他被害		千円							
被害総額		千円							
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日			
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式(様式第1号～様式第4号)

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積	m ²		
	階層		延べ面積	m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)	
			重症 人(人)	
			中等症 人(人)	
			軽症 人(人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
			消防本部(署)	台
			消防団	台
			消防防災ヘリコプター	機
			海上保安庁	人
警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

- (注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

○市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>山梨県防災危機管理課 (FAX055-223-1429 TEL055-223-1431)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX03-5253-5592 TEL03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	山梨県
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか はい いいえ
- ①市町村長の安否は確認できたか はい いいえ
 (市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)
- ②災害対策本部会議を定期的に開催しているか はい いいえ
- ③災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」
 という) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか はい いいえ
- ④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等) はい いいえ
- ⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか はい いいえ
- ①職員は業務等を担うために適切に参集しているか はい いいえ
 (職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))
- ②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか はい いいえ
- ③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか はい いいえ
- ①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できない
 ような損壊が生じているか はい いいえ
- ②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じて
 いるか はい いいえ
- ③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じ
 ているか (停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など) はい いいえ
- ④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として
 発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

○各種救助に係る様式 (様式1～様式3)

様式1

整理番号NO. 被 災 世 帯 調 査 原 票 大 月 市 調 査 責 任 者 職 氏 名 印 立 会 人 職 氏 名 印 年 月 日 現 在

世帯主氏名	住所		避難先									
被害程度	全壊・全焼・流失・流失・半壊・半焼・床上浸水・床下浸水・一部破損											状況
氏名	続柄	性別	年齢	職業	業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
小計												
被害にあった住家	棟 (自家、借家)			被害にあった非住家			棟 (自家、借家)					
食料、家財等の滅失状況	①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他			
課税の状況	非課税・均等割・所得割											
世帯類型	被保護・身障・老人・母子 (父子)・要保護・その他											
必要な救助	避難所・学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・被害物除去・被災者救済資金・その他 ()											

救助活動の種類別実施状況

市町村名		保健福祉事務所名		令和		年月日時分	
救助の種類		報告年月日・時刻		救助の内容等			
(1) 避難所の設置	救助の種類	救助の内容等		(5) 死体の搜索	救助の種類	救助の内容等	
		①設置箇所数 () ②避難者数 () ③避難所別の内訳 ()	() () () () () ()			() () () () () ()	①捜索月日 ②捜索対象 ③捜索地域 ④捜索方法 (具体的)
(2) 炊き出しその他食品の給与	救助の種類	救助の内容等		(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	救助の種類	救助の内容等	
		① 朝食 () ② 朝食 () ③ 朝食 () ④ 朝食 () ⑤ 朝食 () ⑥ 朝食 () ⑦ 朝食 ()	人、 朝食 () 人、 朝食 () 人、 朝食 () 人、 朝食 () 人、 朝食 () 人、 朝食 () 人、 朝食 ()			人、 夕食 () 人、 夕食 () 人、 夕食 () 人、 夕食 () 人、 夕食 () 人、 夕食 () 人、 夕食 ()	①処理月日 ②処理件数 ③検案者 () ④安置場所 ()
(3) 飲料水の供給	救助の種類	救助の内容等		(7) 埋葬	救助の種類	救助の内容等	
		給水車 () ペットボトル () ろ過器 ()	台 () 本 () 器 ()			延 () 延 () 延 ()	①埋葬月日 ②埋葬者数
(4) 災害を受けた者の救出	救助の種類	救助の内容等		(8) 学用品支給	救助の種類	救助の内容等	
		①作業月日 ②地区名 ③救出人員 ④救出方法 (具体的)	月 日 時～ 月 日 時 世帯 名			去 () () ()	①支給月日 ②支給状況
(4) 災害を受けた者の救出	救助の種類	救助の内容等		(9) 障害物の除去 (居宅内の)	救助の種類	救助の内容等	
		①作業月日 ②作業箇所 ③作業方法	月 日 時～ 月 日 時 箇所			①修理月日 ②修理家屋 ③修理方法	月 日 時～ 月 日 時 箇所
(4) 災害を受けた者の救出	救助の種類	救助の内容等		(10) 家屋の応急修理	救助の種類	救助の内容等	
		①作業月日 ②地区名 ③救出人員 ④救出方法 (具体的)	月 日 時～ 月 日 時 世帯 名			①修理月日 ②修理家屋 ③修理方法	月 日 時～ 月 日 時 箇所

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		市町村名	金額	備考
				入院	通院	入院	通院			
						点	点			
計 機関	人									

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	金額	備考
			分べん期間 月 日 ~ 月 日		
計					

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出用機械器具等		市町村名	備考
	機械器具等名称	数 量	金 額 円	
計				

- (注)1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

生業資金貸付台帳

貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	市町村名	貸与期間	貸与金額 円	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業					
計 世帯									

- (注)1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式14

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳							市町村名	実支出額	備考	
					教科書		社会	その他	サインペン	ノート	その他学用品(水に浸かったら使用不能なもの等) 平紙、マスキ スケッチブック				
					国語	算数									理科
小学校															
中学校															
高校															

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名		除去に要すべき 状態の概要	備考
			実支出額 円			
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

おそれ段階における輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕				市町村名		備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費		実支 出額
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

輸送記録簿(おそれ段階における輸送費を除く)

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			故障車両等			修繕			燃料費	市町村名	実支 出額	備考
			使用車両等		金額	名称番号	所有者氏名	修繕 月日	修繕 費	故障の 概要					
			種類	台数											
月 日					円					円		円			
計															

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

賃金職員雇上台帳(おそれ段階における賃金職員雇上費を除く)

自治体名		担当部局		担当者名		電話番号						
従事した救助 例)応急修理 窓口対応	氏名	雇上期間	日数	日当		時間外勤務手当		手当	移動旅費	支給額	備考	
				単価	合計	時間	単価					合計
	〇〇〇〇〇	R1.10.1から R1.11.30まで	61	9,300	567,300	40	1,300	52,000	900	5,000	625,200	手当は、〇〇手当
計	〇人											

(実費弁償)
様式19

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				算定基準による算定額 円	備考
	実人員	延人員			日当 円	旅費 円	時間外勤務手当 円	計		
<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 	人	人			円	円	円	円		
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 										
<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士 										
<ul style="list-style-type: none"> ・土木技術者 ・建築技術者 										
<ul style="list-style-type: none"> ・大工 ・左官又はび職 										
計										

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式20

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者 業種	業者 数		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
	実人員	延人員	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者			人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者								
軌道経営者 及びその従業者								
自動車運送事業者 及びその従業者								
船舶運送業者 及びその従業者								
港湾運送業者 及びその従業者								
計								

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

○被害程度の判定基準等

1 死 者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2 行方不明者	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
3 重傷者・軽傷者	<ul style="list-style-type: none"> ・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4 住 家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5 棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6 世 帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7 被 害 額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8 住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
9 住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
10 床 上 浸 水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11 床 下 浸 水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12 一 部 破 損	建物の損壊が半壊に達しない程度のも。ただし、軽微なものは除く。
13 非 住 家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14 非住家(公共建物)	国、県、市、J R、N T T等の管理する建物
15 非住家(その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16 文 教 施 設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17 病 院	医療法に定める病院(20人以上)
18 流 失 埋 没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19 冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20 農 業 用 施 設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21 林 業 用 施 設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22 農 産 物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23 畜 産 被 害	家畜、畜舎等の被害

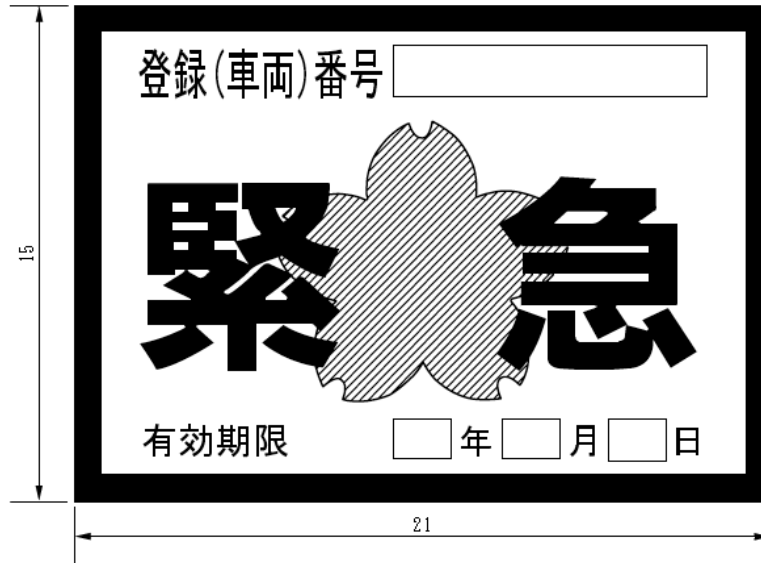
24	水産被害	養魚場、漁船等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市道
28	橋梁	市道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被災者	被災世帯の構成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

○緊急通行車両の標章及び確認証明書

1 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知事印 公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所 氏名	()	局 番
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○自衛隊災害派遣要請依頼書

大 第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

発信者名
(大月市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について (依頼)

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	電話： 防災無線：
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼事由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現地連絡員	部 課 係、担当者名 ○○○○
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

山梨県防災危機管理課 TEL：055(223)1432 FAX：055(223)1429
防災無線：(衛星系)200-2511

山梨県知事 殿

大 第 号
令和 年 月 日

発 信 者 名
(大月市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け大 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

○放局への放送要請様式

放送要請について(放送局あて)			
殿			
年 月 日 大 月 市 長			
災害対策基本法第57条に規定に基づき、次のとおり放送を要請します。			
1	要請先	NHK・YBS・UTY・FM富士	
2	緊急警報信号の要否	要・否	
3	要請理由	(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) その他	
4	放送希望日時	(1) 直ちに (2) 月 日 時 分	
5	放送事項	(1) 別紙のとおり	
受信者		発信者	

○水防関係様式（様式1～様式4）

様式1

水防実施状況報告書

管理団体で水防箇所毎に作成するもの
（作成責任者）

○印

管理団体名								指定非指定の別				
水防実施時の台風名又は豪雨名							報告年月日	令和	年	月	日	
場 所	川 右 岸 地先 m						要 経 費	管理団体名		県支出分	合 計	
	日 時	自 至 月 日 日						人 件 費	手 当	円	円	円
								そ の 他	円	円	円	
出動人員数	水防団員	消防団員	そ の 他	計				資 材 費	円	円	円	
	人	人	人	人				器 材 費	円	円	円	
水防作業の概況及工法	工法 箇所 m								燃 料 費	円	円	円
									雑 費	円	円	円
									計	円	円	円
									合 計	円	円	円
水防の 効果 被害	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人員	かます俵	枚	枚	枚
		m	ha	ha	戸	m	m	人	むしろ	枚	枚	枚
									なわ	kg	kg	kg
	被 害								丸太	本	本	本
									そ の 他			

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者出動状況		水防功労者の氏名年令所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況	
現場指導官公職氏名		水防活動に関する自己批判	
水防関係者の死傷		備 考	

様式 2

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
			身分・所属 氏 名
上の者に	区域に於ける水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任した事を証明する。		
年 月 日			
			大月市水防管理者 大月市長 印

様式 3

第 号	公 用 負 担 命 令 書		
目的物	種類	員数	
負担内容	使用	収用	人分等
年 月 日			
			大月市水防管理者大月市長 印 事務取扱者 吏員 印
何 某 殿			

様式 4

身 分 証 明 書			
			身分・所属 氏 名
上の者は	であることを証明する。		
年 月 日			
			大月市水防管理者 大月市長 印

○放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式1

(様式1)

避難勧告等発令情報

市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難準備情報（各市町村地域防災計画）
- 避難勧告（災害対策基本法第60条）
- 避難指示（災害対策基本法第60条）

2 発令日時 月 日 時 分

3 解除日時 月 日 時 分

4 対象地域 (およその世帯数及び人員 世帯 人)

5 指定避難場所

6 避難すべき理由

- 大雨による河川の氾濫の危険があるため
(河川名)
- 大雨による土砂災害の危険があるため
- 地震による土砂災害の危険があるため
- 地震による家屋崩壊の危険があるため
- その他 ()

市 町 村	発信者所属・氏名	
	電話	
	F A X	
県	確認者氏名	

(市町村→放送事業者)

(市町村→県地域県民センター→県消防防災課→放送事業者)

○医療救護応援要請書

様式 1

医療救護班応援要請書



要請元機関名 ()

【 】救護班 ※【】内に医療・歯科・精神科等わかるように記載すること

必要人員		派遣場所			
必要チーム数	備考	名称	所在地 (ヘリポート含む)	傷病者数(概数でも可)	
				重症	人
				中症	人
				軽症	人
				判定未実施	人
				重症	人
				中症	人
				軽症	人
				判定未実施	人
				重症	人
				中症	人
				軽症	人
				判定未実施	人

※医師1名、看護師2名、その他(薬剤師、事務等)1名で1チームが基本。特別の事情から異なる構成のチームが必要な場合、備考欄に記入する。

※電話等による場合は、上記項目を明確に伝え、または聞き取ること。

○市町村災害対策本部の医療救護所設置状況報告書

様式 1-3 市町村災害対策本部の医療救護所設置状況報告書

市町村名	
------	--

発信所属	
発信	月 日 時 分
発信者	
TEL	
FAX	



保健所	
受信	月 日 時 分
受信者	

医療救護所名	所在地 連絡先	受付 時間帯	現在の 収容人 数	トリアー ジ状況 (人数)	物資等不 足状況	その他(ライ フライン、周辺 道路状況等)
		~		重 中 軽		
		~		重 中 軽		
		~		重 中 軽		

※所在地欄には住所だけでなく、補足情報(〇〇小学校北隣や〇〇保健センター内)を記載する。